

山口市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

山口県山口市

はじめに

1 計画策定の趣旨

国において、過疎地域の持続的発展の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号。以下、「法」という。）が新たに制定され、令和3年4月1日に施行されました。

本市では、本市の過疎地域における地域資源を活用し、法に定められた財政上の支援措置等を活用しながら、本市の過疎地域の持続的発展に関する施策について総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 本市の過疎地域

法第3条第1項の規定に基づき公示された本市の過疎地域は、旧徳地町（平成17年10月1日合併）、旧秋穂町（平成17年10月1日合併）及び旧阿東町（平成22年1月16日合併）になります。

目次

第1章 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

1	地域の概況	
(1)	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(2)	過疎の状況	2
(3)	社会経済的発展の方向	4
2	人口及び産業の推移と動向	
(1)	人口の推移と動向	5
(2)	産業構造、各産業別の現況と動向	7
3	行財政の状況	
(1)	行政の現況と動向	8
(2)	財政の現況と動向	8
(3)	施設整備水準の現況と動向	9
4	持続的発展の基本方針	
(1)	計画の位置付け	10
(2)	基本方針	11
(3)	基本方針推進のための視点	12
5	地域の持続的発展のための基本目標	13
6	計画の達成状況の評価に関する事項	13
7	計画期間	13
8	公共施設等総合管理計画との整合	
(1)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	13
(2)	本計画との整合性について	13

第2章 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	15
(3)	計画	16
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	16
2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	19
(3)	計画	22
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
3	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
4	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	27

(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	31
5 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点.....	32
(2) その対策	33
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	35
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点.....	36
(2) その対策	36
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	38
7 医療の確保	
(1) 現況と問題点.....	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	40
8 教育の振興	
(1) 現況と問題点.....	41
(2) その対策	42
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	45
9 集落の整備	
(1) 現況と問題点.....	46
(2) その対策	46
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	46
10 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点.....	47
(2) その対策	47
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	48
11 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点.....	49
(2) その対策	49
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	49
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	50

第1章 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

1 地域の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

徳地地域は、山口市の北東部に位置し、地域内には標高 600 メートルから 1,000 メートル級の急峻な山々が連なり、総面積の約 9 割を森林が占めています。また、県内最大の流域面積を誇る佐波川の上流域にあたります。

秋穂地域は、山口市の南端に位置し、瀬戸内海に面した比較的温暖な地域です。また、海岸線は屈曲に富み、標高が低く平坦な地勢で、沿岸部の一部には干潟が形成されています。

阿東地域は、山口市の最北端に位置し、島根県と境を接する冷涼な地域です。十ヶ峰などの山々に囲まれた冬季には積雪を伴う盆地等山間部の地形であり、地域中央部を阿武川が貫流しています。

② 歴史的条件

徳地地域は、中世に入り、1186 年（文治 2 年）に周防国が奈良東大寺再建のための知行国として、東大寺大勧進「俊兼房重源上人」の管理下に置かれ、「得地保」と呼ばれて東大寺造管用材の主要採集地とされており、ここから佐波川を利用して多くの建築用材が奈良に送られました。「徳地」の名は、平安末期、関白「九条兼実」の知行地となり、直接の管理者である九条家の得分の地という意味から「得地」の名が生まれ、南北朝時代から「徳地」を美称として用いるようになり、一般的には慶長末期頃から使われるようになりました。その後、明治 22 年の市町村制の施行により、出雲村、八坂村、柚野村、島地村、串村となり、昭和 30 年 4 月の町村合併促進法に基づき、この 5 カ村が合併して一郡一町の「徳地町」が誕生しました。そして、昭和 30 年 11 月串地区大字巢山を境界変更により、周南市（旧鹿野町）へ分離し、平成 17 年 10 月 1 日には合併により、「山口市」となりました。

秋穂地域は、古くは、吉敷十郷のうち益必郷と多実郷の地で、中世になり後白河法皇の長講堂領から皇女観子内親王の所属となり、仁和寺菩提院に安堵された皇室領秋穂二嶋庄は、後に、秋穂庄と呼ばれるようになりました。近世になると秋穂村から二島村が分離独立し、本郷と称するようになり、明治維新後は秋穂東本郷村と秋穂西本郷村の二村となりました。その後、明治 22 年市町村制の施行により両村は合併し秋穂村となり、昭和 15 年 4 月に町制を施行し「秋穂町」が誕生しました。そして、平成 17 年 10 月 1 日には合併により、「山口市」となりました。

阿東地域は、その昔、大和朝廷が全国を統一した後、郡県の制度を実施し、長門国には 5 郡がおかれ、阿武郡は「阿武御領」と呼ばれ天皇家の直轄領となった地域で、その後、江戸時代は毛利氏の統治下に置かれていましたが、明治 22 年の市町村制の施行により、旧 12 カ村が篠生村、生雲村、地福村、徳佐村、嘉年村の 5 カ村となり、昭和 30 年 4 月の町村合併促進法に基づき、この 5 カ村が合併して「阿東町」となりました。そして、平成 22 年 1 月 16 日には合併により、「山口市」となりました。

③ 社会的条件

広域道路網により徳地地域は、本市の中心部や防府市、周南市とのアクセス性が高く、秋穂地域は、新山口駅や防府市とのアクセス性が高いという立地特性があります。また、阿東地域はJR山口線と国道9号により、本市の中心部と津和野町へのアクセスが確保されています。

過疎地域全体として、地域内に就学・就業の場が少ないこともあり、地域外への通学・通勤者が多くなっています。日常生活の食料品等の消費活動は、地域内での消費が中心となっています。

④ 経済的条件

徳地地域は、豊かな森林資源を有し、林業や農業（水稲、ピーマン、やまのいも、しいたけ栽培等）が主要産業となっています。

秋穂地域は、瀬戸内海に面し、水産業（クルマエビやマガキの養殖）、農業が主要な産業となっています。

阿東地域は冷涼な気候を活かした水稲を中心に、りんごや梨の果樹栽培、あとう和牛などの農業が主要産業となっています。

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

国勢調査に基づく過疎地域の人口は、昭和50年の33,024人から令和2年には16,175人となり、45年間で半減しています。また、5年毎の過疎地域の人口減少率は、年々上昇傾向にあり、平成27年から令和2年の5年間では11.9%減少しています。

各地域別では、平成27年から令和2年の5年間において、徳地地域は5,915人から5,196人へと719人（12.2%）減少し、秋穂地域は6,680人から6,113人へと567人（8.5%）減少し、阿東地域は5,772人から4,866人へと906人（15.7%）減少しています。

過疎地域の社会動態は、平成26年から令和5年までの10年間で1,002人の転出超過となっています。各地域別では、徳地地域は405人、秋穂地域は144人、阿東地域は453人の転出超過となっています。

表：徳地、秋穂、阿東地域の人口の推移

(人、%)

地域	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
徳地	11,638	11,137	10,571	9,753	9,130	8,375	7,683	6,771	5,915	5,196
秋穂	9,179	9,060	8,997	8,481	8,149	7,941	7,697	7,262	6,680	6,113
阿東	12,207	11,490	10,845	9,941	9,133	8,422	7,620	6,634	5,772	4,866
計	33,024	31,687	30,413	28,175	26,412	24,738	23,000	20,667	18,367	16,175

(国勢調査)

地域	S50/S55 増減率	S55/S60 増減率	S60/H2 増減率	H2/H7 増減率	H7/H12 増減率	H12/H17 増減率	H17/H22 増減率	H22/H27 増減率	H27/R2 増減率
徳地	▲4.3	▲5.1	▲7.7	▲6.4	▲8.3	▲8.3	▲11.9	▲12.6	▲12.2
秋穂	▲1.3	▲0.7	▲5.7	▲3.9	▲2.6	▲3.1	▲5.7	▲8.0	▲8.5
阿東	▲5.9	▲5.6	▲8.3	▲8.1	▲7.8	▲9.5	▲12.9	▲13.0	▲15.7
計	▲4.0	▲4.0	▲7.4	▲6.3	▲6.3	▲7.0	▲10.1	▲11.1	▲11.9

地域	S50/H27 増減率	H2/H27 増減率
徳地	▲49.2	▲39.4
秋穂	▲27.2	▲21.2
阿東	▲52.7	▲41.9
計	▲44.4	▲34.8

表：徳地、秋穂、阿東地域の社会動態（転入・転出）の状況 (人)

地域	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	合計
徳地	▲51	27	▲32	▲48	▲68	▲55	▲69	▲56	▲13	▲40	▲405
秋穂	▲22	26	▲37	▲30	10	▲61	▲64	▲40	9	65	▲144
阿東	▲50	▲78	▲40	▲35	▲70	▲42	▲35	▲25	▲59	▲19	▲453
計	▲123	▲25	▲109	▲113	▲128	▲158	▲168	▲121	▲63	6	▲1002

(各年10月～翌年9月；山口市調)

② これまでの対策、課題と今後の見通し

過疎地域においては、国道・県道の整備促進や市道の整備、上下水道施設の整備等、生活環境の整備を進めるとともに、教育・子育て、医療・介護、防災、交通などの市民生活に必要な各分野の取組、観光交流の促進、文化・農林水産業の振興、移住・定住の促進、豊かな地域資源を活用した取組など、各地域の個性を生かし安心して住み続けられるまちづくりを進めてきました。

地域別では、徳地地域は、総合支所・地域交流センター・診療所などの複合型拠点施設の整備や重源の郷のリニューアル整備などの取組を進め、秋穂地域では、秋穂漁港海岸（大海地区）の施設整備工事、道路整備、小学校施設の長寿命化工事等の取組を進め、阿東地域では、簡易水道施設の更新、橋りょう施設の維持管理、徳佐駅前公衆便所整備などの取組を進めてきました。

こうした中で、過疎地域においては、人口の自然減や転出超過を要因とした人口減少、少子高齢化の進展等により、地域社会を担う人材の確保、地域経済の維持及び活性化、情報化、移動手段の確保、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な維持管理等が引き続き課題となっています。

過疎地域のこのような課題に対応するため、これまで以上に地域の特性を生かした過疎対策を進め、今後も人口が自然減を要因として一定程度減少する中でも「住んでみたい 住み続けたい」と思える地域づくりを推進していきます。

(3) 社会経済的発展の方向

過疎地域の基幹産業である農林水産業においては、担い手や後継者の不足、耕作放棄地の増加、生産コストの上昇、海洋資源の枯渇等の様々な課題を抱えています。

そのため、新規就業者を始め意欲ある担い手の育成・就業支援や、経営基盤の強化、6次産業化の促進、森林の整備・維持管理の促進、漁場整備等による水産資源の回復や確保、漁業環境の保全などの取組を進め、事業者の所得の向上、経営の安定化につなげる必要があります。

また、受け継がれてきた豊かな自然や固有の歴史・文化等、都市部では得がたい空間や地域独自の資源を次世代に引き継ぐべき財産として守り、多様な魅力を組み合わせ活用し、更なる交流の創出につなげる必要があります。

加えて、過疎地域の立地特性として都市地域とも近く、経済活動の多くが本市の都市地域のみならず、隣接する防府市や周南市等の都市とも結びつきが強いため、これらの取組の推進に当たっては、都市との連携を図った形で取り組む必要があります。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

[山口市全域]

本市全体の人口は、平成 27 年の 197,422 人から令和 2 年には 193,966 人と、1.8 % 減少しています。

年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者人口が増加する中、0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少しています。

年齢階層別構成比について、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合は令和 2 年に 29.0%となり、山口県の 34.6%よりは低いものの全国平均の 28.0%をわずかに上回っています。

[過疎地域]

過疎地域の人口は、昭和 55 年の 31,687 人に対し、令和 2 年には、16,175 人と 40 年間で 49%減少し、平成 27 年の 18,367 人から 11.9%減少しています。

年齢構成別にみると、0 歳から 14 歳及び 15 歳から 29 歳の人口の減少率が高く、本市全体の減少率を大きく上回っています。また、65 歳以上の高齢者人口も令和 2 年では減少に転じています。

年齢階層別構成比をみると、若年者比率は減少し、高齢者比率は上昇しています。高齢者比率については、令和 2 年に 51.2%となり、過疎地域の人口の 2 人に 1 人が 65 歳以上となっています。

[人口の見通し]

本市が独自に推計した本市全体の将来人口推計では、令和 42 年(2060 年)には 135,832 人まで減少すると推計する中、「第二次山口市総合計画」に基づく諸施策を展開することで、人口長期ビジョンにおいて、令和 42 年(2060 年)に人口約 17 万人を維持する展望を掲げています。

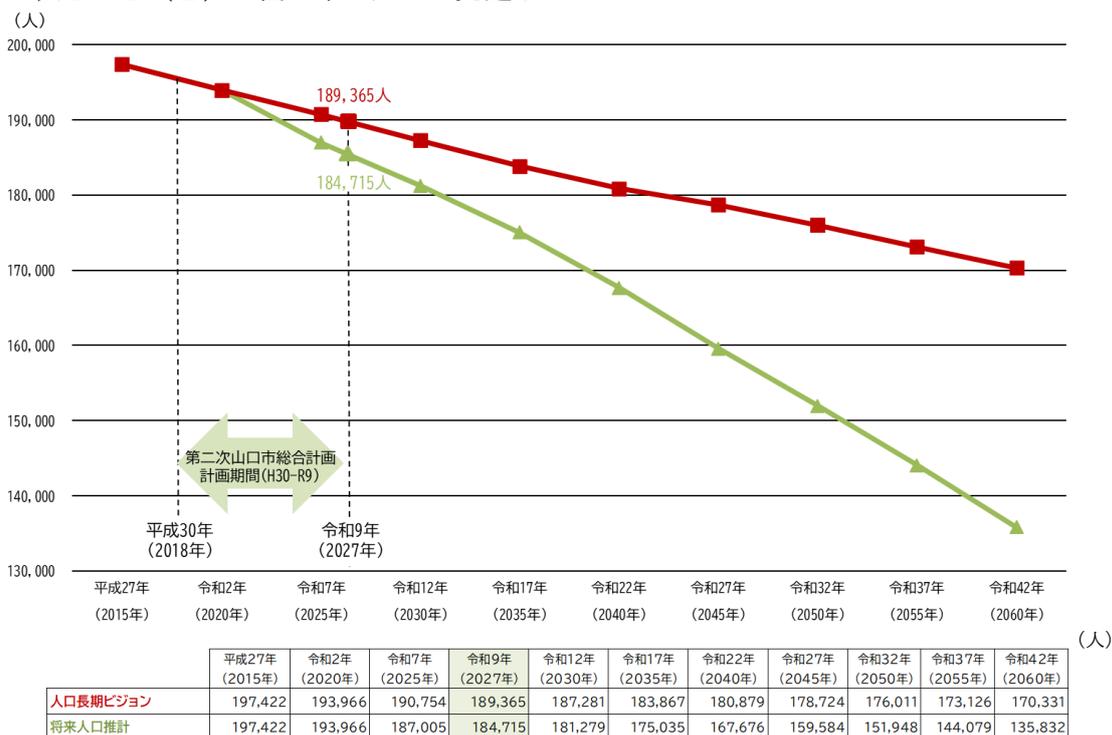
表 1-1 (1) ア 山口市全体の人口の推移 (国勢調査)

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 173,590	人 187,793	% 8.2	人 199,297	% 6.1	人 197,422	% ▲ 0.9	人 193,966	% ▲ 1.8
0 歳～14 歳	36,259	33,667	▲ 7.1	28,221	▲ 16.2	26,118	▲ 7.5	24,166	▲ 7.5
15 歳～64 歳	116,463	125,809	8.0	127,766	1.6	116,106	▲ 9.1	109,862	▲ 5.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	35,890	38,442	7.1	36,680	▲ 4.6	30,245	▲ 17.5	28,162	▲ 6.9
65 歳以上(b)	20,858	28,136	34.9	43,297	53.9	53,325	23.2	56,173	5.3
(a)／総数 若年者比率	% 20.7	% 20.5	—	% 18.4	—	% 15.3	—	% 14.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 12.0	% 15.0	—	% 21.7	—	% 27.0	—	% 29.0	—

表1-1(1)イ 過疎地域の人口の推移(国勢調査)(徳地、秋穂、阿東地域)

	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 31,687	人 28,175	% ▲11.1	人 23,000	% ▲18.4	人 18,367	% ▲20.1	人 16,175	% ▲11.9
0歳～14歳	5,903	4,168	▲29.4	2,322	▲44.3	1,439	▲38.0	1,096	▲23.8
15歳～64歳	20,248	17,358	▲14.3	12,356	▲28.8	8,468	▲31.5	6,781	▲19.9
うち15歳～29歳(a)	4,803	3,645	▲24.1	2,494	▲31.6	1,453	▲41.7	1,155	▲20.5
65歳以上(b)	5,531	6,648	20.2	8,322	25.2	8,450	1.5	8,282	▲2.0
(a)／総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	15.2	12.9	—	10.8	—	7.9	—	7.1	—
(b)／総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	17.5	23.6	—	36.2	—	46.0	—	51.2	—

表1-1(2) 山口市の人口の見通し



・令和2年国勢調査に基づく本市独自の推計

出典：第二次山口市総合計画(後期基本計画)

(2) 産業構造、各産業別の現況と動向

[山口市全域]

本市の就業人口総数は昭和 55 年の 88,260 人から、平成 17 年には 98,892 人に増加し、その後は減少に転じ令和 2 年には 92,119 人となりました。

産業別の就業人口比率は、第 1 次産業及び第 2 次産業の比率が低下する中、第 3 次産業の比率は上昇し、令和 2 年には 78.6%となっています。

[過疎地域]

過疎地域の就業人口総数は、昭和 55 年の 18,262 人から年々減少し、令和 2 年には 7,802 人となり、この間で 10,460 人減少しています。

産業別の就業人口比率については、第 1 次産業の比率は低下傾向にありますが、市全域の中では高い水準にあり、依然として第 1 次産業が主要な産業となっています。

表 1-1 (3) ア 山口市全体の産業別人口の動向 (国勢調査)

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 88,260	人 94,454	% 7.0	人 98,892	% 4.7	人 92,526	% ▲ 6.4	人 92,119	% ▲ 0.4
第 1 次産業 就業人口比率	% 17.5	% 11.6	-	% 7.6	-	% 5.1	-	% 4.3	-
第 2 次産業 就業人口比率	% 20.7	% 21.0	-	% 17.8	-	% 17.2	-	% 17.1	-
第 3 次産業 就業人口比率	% 61.7	% 67.2	-	% 74.0	-	% 75.6	-	% 77.6	-

表 1-1 (3) イ 過疎地域の産業別人口の動向 (国勢調査) (徳地、秋穂、阿東地域)

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,262	人 15,996	% ▲ 12.4	人 12,265	% ▲ 23.3	人 8,982	% ▲ 26.8	人 7,802	% ▲ 13.1
第 1 次産業 就業人口比率	% 35.9	% 28.8	-	% 23.8	-	% 21.1	-	% 18.6	-
第 2 次産業 就業人口比率	% 27.2	% 30.8	-	% 26.3	-	% 23.6	-	% 23.7	-
第 3 次産業 就業人口比率	% 36.8	% 40.4	-	% 49.8	-	% 53.9	-	% 55.8	-

※総数欄は、分類不能を含みます。

3 行財政の状況

(1) 行政の現況と動向

本市は平成の大合併により、平成 17 年 10 月に山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の合併を経て、平成 22 年 1 月に阿東町と合併し、地方分権に対応すべく、行財政基盤の強化を始めとした新市の基盤づくりを進めてきました。第二次山口市総合計画後期基本計画では、重点プロジェクトの一つに「21 地域づくりと農山村活性化」を位置付け、協働によるまちづくりのもと、市内 21 地域において、個性が際立ち、人と人がつながり、あらゆる世代が将来にわたって安心して住み続けられる地域づくりの取組を進めるとともに、地域交流センターを中心として、日常生活圏の維持・確保、地域福祉や地域防災などの充実を図る取組を進めています。また、農山村エリア等の転出超過ゼロを目指した取組を引き続き進め、とりわけ、第二次山口市総合計画後期基本計画においては、農山村エリア 9 地域*の活性化に向けて、地域経済活性化や移住・定住促進の取組を重点的に進めています。

※ 仁保、小鯖、陶、鏝銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東地域の 9 地域

(2) 財政の現況と動向

令和 2 年度における財政力指数は 0.64、経常収支比率は 94.6%で、平成 27 年度と比較して、財政力指数は横ばいとなっていますが、経常収支比率が 8.9 ポイント増加しています。また、令和 2 年度における実質公債費比率は 5.4%、将来負担比率は 56.0%で、平成 27 年度と比較し、実質公債費比率は減少していますが、将来負担比率は増加しています。今後の財政見通しは、普通交付税の合併算定替えが令和 2 年度で終了した一方で、少子高齢化の進展による社会保障費等の扶助費の増加や、既存の公共施設や社会インフラの維持管理、更新経費等、更なる経費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が見込まれます。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	73,544,368	82,523,819	112,234,502
一般財源	46,247,774	47,263,526	48,375,256
国庫支出金	9,376,215	10,839,917	35,081,995
県支出金	5,358,683	5,456,947	6,439,197
地方債	7,770,729	12,118,866	12,429,778
うち過疎対策事業債	247,600	353,900	664,400
その他	4,790,967	6,844,563	9,908,276
歳出総額 B	72,235,483	81,270,304	110,918,714
義務的経費	36,947,713	36,946,927	42,081,298
投資的経費	11,223,534	15,312,798	20,739,779
うち普通建設事業	8,949,767	14,457,143	20,621,791
その他	24,064,236	29,010,579	48,097,637
過疎対策事業費	350,443	424,715	782,884
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,308,885	1,253,515	1,315,788
翌年度へ繰越すべき財源 D	576,164	483,895	528,667
実質収支 C-D	732,721	769,620	787,121
財政力指数	0.67	0.65	0.64
公債費負担比率 (%)	20.1	16.3	16.8
実質公債費比率 (%)	11.5	5.7	5.4
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	88.7	85.7	94.6
将来負担比率 (%)	72.2	36.1	56.0
地方債現在高	87,694,239	99,886,546	111,427,143

(3) 施設整備水準の現況と動向

徳地地域は、道路網が地域内移動の基盤であり、市道の改良率は令和2年度の県内平均(59.9%)と比較して低いですが、舗装率は県内平均(92.6%)を上回っています。水道施設はなく、殆どの家庭で地下水を利用しており、下水道は一部で集落排水事業を実施しています。

秋穂地域は、市道の改良率は県内平均よりも低いですが、舗装率は県内平均を上回っています。また、水道事業を実施するとともに、一部で公共下水道事業と集落排水事業を実施しており、水道普及率は令和2年度の県内平均(93.9%)を上回っています。

阿東地域は、市道の改良率は県内平均よりも低いですが、舗装率は県内平均を上回っています。また、簡易水道事業により阿東地域の89.6%で水道水を供給していますが、県内平均を下回っています。いずれの地域も一般の診療所やへき地診療所はありますが、診療所の病床数は0であり、高度な医療は地域外の医療施設に依存しています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	地域	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	(参考)山口県平均 令和2年度末
市町村道改良率(%)	旧徳地町	27.8	34.6	38.6	41.5	28.9	59.9 (道路統計年報)
	旧秋穂町	-	-	-	-	59.3	
	旧阿東町	29.9	30.5	40.9	44.1	31.5	
	山口市	-	-	-	60.3	49.0	
市町村道舗装率(%)	旧徳地町	75.9	91.7	93.2	94.0	94.4	92.6 (道路統計年報)
	旧秋穂町	-	-	-	97.0	97.4	
	旧阿東町	80.3	90.5	82.3	86.2	95.0	
	山口市	-	-	-	95.9	96.9	
農道延長(m)	旧徳地町	-	-	-	6,418	8,906	
	旧秋穂町	-	-	-	12,403	0	
	旧阿東町	0	0	0	0	0	
	山口市	-	-	-	60,084	13,568	
農道耕地1ha当たり農道延長(m)	旧徳地町	-	-	-	5.5	-	
	旧秋穂町	-	-	-	-	-	
	旧阿東町	0	0	0	17.8	-	
	山口市	-	-	-	6.3	-	
林道延長(m)	旧徳地町	-	-	-	86,210	83,678	
	旧秋穂町	-	-	-	5,520	4,780	
	旧阿東町	-	-	-	116,689	116,689	
	山口市	-	-	-	294,339	291,259	
林道林地1ha当たり林道延長(m)	旧徳地町	7.9	9.7	13.0	12.5	-	
	旧秋穂町	-	-	-	-	-	
	旧阿東町	9.2	9.4	17.8	17.4	-	
	山口市	-	-	-	14.2	-	
水道普及率(%)	旧徳地町	0.0	0.6	0.4	0.0	0.0	93.9 (水道統計調査)
	旧秋穂町	-	-	-	97.7	97.6	
	旧阿東町	37.5	57.8	74.0	84.8	89.6	
	山口市	-	-	-	89.9	92.9	
水洗化率(%)	旧徳地町	-	8.1	27.8	44.9	70.2	
	旧秋穂町	-	-	-	77.4	96.7	
	旧阿東町	5.0	10.1	29.3	59.7	95.3	
	山口市	-	-	-	83.9	93.9	
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	旧徳地町	0.8	3.0	3.1	0.0	0.0	
	旧秋穂町	-	-	-	0.0	0.0	
	旧阿東町	1.5	0.7	2.1	2.7	0.0	
	山口市	-	-	-	16.9	15.4	

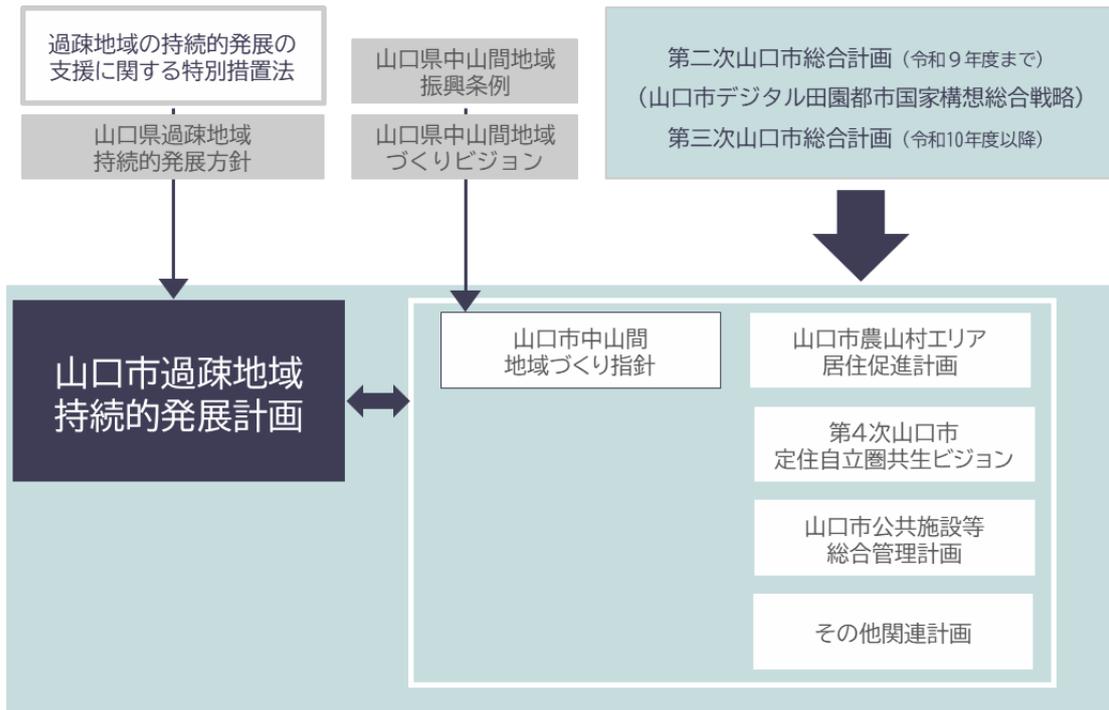
4 持続的発展の基本方針

(1) 計画の位置付け

本計画は、第二次山口市総合計画を上位計画とし、過疎地域の持続的発展に向けた実効性のある計画として策定します。

また、山口市中山間地域づくり指針や、山口市農山村エリア居住促進計画、山口市公共施設等総合管理計画などの関連計画における諸施策と連携を図り、本計画の取組を進めます。

なお、上位計画である第二次山口市総合計画が令和9年度末に計画期間の終期を迎えることから、今後策定予定の第三次山口市総合計画と整合を図る形で本計画の変更を行います。



(2) 基本方針

個性が輝き、交流を育む、安心のふるさとづくり ～共にいきる豊かな暮らし～

本市の過疎地域は多くの地域資源や多面的で公益的な機能を有しており、これらは過疎地域の大きな強みであり、市民共有の財産です。これら地域資源や多面的な機能は、自然や歴史、文化と共生し、人と人が支え合い生活を営んできた、過疎地域の「共にいきる」暮らしの営みの中で維持・発揮されてきたものです。こうした中、過疎地域では他の地域を上回るペースで人口減少、少子高齢化が進行し、これまでの「共にいきる」暮らしの継続に影響が生じてきています。

一方、若い世代を中心とした都市部から農山漁村への地方移住の関心の高まりや、「働き方の新しいスタイル」の普及による地方移住への関心の高まりなど、都市部にはない魅力を持った農山漁村での豊かで質の高い暮らしに大きな関心が寄せられ、過疎地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

過疎地域の役割や価値、現状について、深く理解し、本市全体の課題として共有するとともに、過疎地域の課題解決につながる環境の変化を捉え、過疎地域の価値の源泉である「共にいきる」暮らしを再評価し、更にその価値を高めていく必要があります。

そのための基本方針として、「個性が輝き、交流を育む、安心のふるさとづくり ～共にいきる豊かな暮らし～」を掲げ、人口減少、少子高齢化の状況にあっても、多くの人が行き交い、支え合い、地域が活力に溢れ、あらゆる世代の方が安心して暮らせる、過疎地域の「共にいきる」豊かな暮らしの実現を図ります。

そして、過疎地域の持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指す「過疎地域の持続的発展」を実現し、「住んでみたい 住み続けたい」と思える定住実現のまちづくりを推進するため、各地域において以下のとおり取り組みます。

<徳地地域>

農林産物や重源上人ゆかりの施設等の地域資源、豊かな自然や地域の暮らしから生まれた伝統文化を活用し、これらを結び付けた「重源の里づくり」により、産業や地域の新たな担い手の創出と人々が集う魅力ある地域づくりに取り組みます。

<秋穂地域>

農産物・水産物や国民宿舎秋穂荘、道の駅「あいお」等の地域資源を活用し、農業、水産業の振興と地域情報発信、水産業の基盤整備を通じた安全で安心な環境づくりにより、人が行き交う海洋交流拠点づくりに取り組みます。

<阿東地域>

農業の持続的な経営や森林の適正管理を通じた林業の雇用の創出、道の駅「長門峡」や道の駅「願成就温泉」等の地域資源の活用により、新たな人の流れの創出や産業振興につながる地域づくりに取り組みます。

(3) 基本方針推進のための視点

法においては、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、公共施設等総合管理計画との整合性の観点や過疎地域持続的発展事業（ソフト事業）の効果が一過性である事業は対象外としつつ、過疎地域の持続的発展に資する事業を対象とすることを明示し、中長期的な地域の資産・財産となる事業へ財源を充当することが望ましいとされています。

こうした法の趣旨を踏まえた上で、本市においては、過疎地域を取り巻く背景の変化と、過疎地域の課題に対応し、基本方針を推進するため以下の視点を踏まえ取り組むこととします。

多様な人材の確保・育成	移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大、地域間交流の推進等による新たな人の流れの創出及び地域社会の担い手となる人材の育成・確保
産業の振興と安定的な雇用機会の拡充	地域資源を活用した農林水産業、商工業、観光業等の振興、企業移転やサテライトオフィスの設置、起業創業の促進等による雇用の場の創出
情報化推進	情報通信基盤の整備、各産業分野でのデジタル技術の活用促進、行政サービスのデジタル化などによる情報化の推進
交通機能の確保・向上	国道・県道の整備促進、市道・橋りょうの整備、移動手段の確保などによる交通機能の確保・向上
住民の生活の安定と福祉の向上	上下水道施設、消防、救急、防災などの生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者・障がい者福祉の充実、医療の確保、教育の振興などによる住民の生活の安定と福祉の向上
集落の維持・活性化	地域交流センターや分館、小学校等を中心としたエリアへの生活関連機能の維持・確保、協働によるまちづくりの推進による安心して暮らし続けることのできる定住環境の構築
個性豊かな地域社会の形成	地域文化の振興、歴史文化資源の保全・活用の推進などによる個性豊かな地域社会の形成

5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画における基本目標として、次の指標を設定します。

なお、目標値については、上位計画である「第二次山口市総合計画」が令和9年度末に計画期間の終期を迎えることから、今後、策定予定の「第三次山口市総合計画」と整合を図る形で変更します。

【基本目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
人口(定住人口)	192,198人	187,281人以上
農山村エリアにおける人口の 転出超過の抑制 (農山村エリアの社会動態)	▲193人 (H29～R4の平均)	転出超過の40%抑制
ふるさと指標	78.7ポイント	80ポイント以上

※農山村エリア(仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東地域の9地域)

※ふるさと指標(本市で暮らす「豊かさ」を長期的な視点で指標化したもの。山口市や地域へのシビックプライド(愛着や誇り)、市民一人ひとりの心の豊かさ、まちの豊かさの各観点をスコア化し、バランスをとって評価する。)

6 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、本計画に掲げる基本目標や施策の目標の達成状況等の評価し、山口市議会9月定例会において「主要な施策の成果報告書」で報告し、翌年度以降の持続的発展的な事業展開に結び付けていきます。

7 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

インフラ施設については市民生活に直接的な影響を及ぼす施設であり、また、公共建築物のような機能集約による複合化なども難しいことから、更なる維持管理の効率化を図ることを基本とし、公共建築物については、機能集約による施設の複合化などにより保有総量の適正化を図ることを基本に取組を進めることとします。

なお、廃止した施設については、売却・貸付・取り壊し等を基本とします。

(2) 本計画との整合性について

本計画に記載した全ての施設について、公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

第2章 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住の促進

過疎地域においては、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、農林水産業や地域活動等の担い手確保、地域コミュニティの維持等が課題となっています。一方で、大都市圏においては、コロナ禍における価値観や働き方の多様化などから、若者世代を中心とした地方移住への関心が高まっています。

こうした状況を踏まえ、移住・定住の促進に向けて、都市部で開催される移住フェアへの参加やSNS等を活用した情報発信を積極的に行うとともに、令和7年9月に移住に係る総合相談窓口「山口市移住サポートセンター すむ住む相談所」を開設し、相談体制の強化を図っています。

また、過疎地域を含む市内5つの地域において、地域団体との連携のもと「空き家・空き地バンク」制度を運用するとともに、成約物件の改修や家財道具等の処分に対する支援を行っています。

さらに、令和7年3月に策定した「山口市農山村エリア居住促進計画」に基づき、過疎地域を含む人口減少が進む市内農山村エリアへの居住促進の取組を進めています。

引き続き、移住に係る情報発信やきめ細やかな相談対応及び来訪支援等に併せて、「住まい」や「しごと」の確保に向けた支援などを一体的に進めていく必要があります。

②関係人口の創出・拡大

「関係人口」の創出・拡大に向けて、令和4年度から、地域課題の解決等を通じて、都市部人材等と地域の継続的な関係の構築を図る体験プログラムの実施や、地域と関係人口を結びつける「関係案内人」の育成に取り組んでいます。

また、地域課題の情報発信や関係人口と地域のマッチングに係る関係案内所機能を担う「山口市移住サポートセンター すむ住む相談所」を新たに開設し、取組の強化を図っています。

地域づくりの担い手の確保や関係人口と地域の交流による新たな価値の創出等に向けて、継続的な取組が必要です。

③テレワーク・ワーケーションの推進

テレワーク等の「新しい働き方」が普及し、地方で仕事をしながら休暇を過ごすワーケーションの有効性等に目を向ける企業や事業者等が増加しています。

テレワークやワーケーションの推進に向けて、過疎地域を含む市全域を対象としたワーケーション体験プログラムを実施するとともに、テレワーク施設の充実を図る事業者等を支援する「テレワーク等環境整備事業」を実施しました。

過疎地域への新たな人の流れの創出・拡大に向けて、テレワーク、ワーケーションは有効な手段であるため、引き続き、取組を進めていくことが必要です。

④地域間交流

都市部と農山漁村の交流促進に向けて、都市部等の人材と地域を結び付けるワーケーション体験プログラムの実施や、豊かな地域資源を活用した交流イベントの開催に取り組むとともに、地域団体等が主体となった農泊（農山漁村体験型旅行）推進の取組

を支援しています。

引き続き、過疎地域への新たな人の流れの創出・拡大に向けて、都市部等に対する農山漁村の魅力発信や各地域との連携による交流促進を図っていく必要があります。

⑤人材の確保・育成

人口減少や少子高齢化が進む過疎地域においては、地場産業の振興、地域活動や地域の課題解決に取り組む人材の確保が課題となっています。

集落機能の維持・確保や基幹産業である農林水産業を始め地場産業の振興等に必要となる人材の確保・育成に向けて、国の地域おこし協力隊制度及び地域活性化起業人制度、特定地域づくり事業協同組合制度の活用や、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大の取組を通じて、人材の発掘、育成を図っています。

引き続き、持続可能な地域づくりや地場産業の振興等に向けた人材の確保及び育成を図っていく必要があります。

(2) その対策

①移住・定住の促進

都市部在住者の移住への関心は依然として高い状況にあることから、引き続き、大都市圏を中心としたプロモーションを実施します。

また、移住のきっかけとなる地域情報の発信や来訪支援、移住時における「住まい」や「しごと」に対する支援、移住者の定着に向けた移住者交流会の開催など、移住促進に向けた取組を一体的に進めます。

さらに、過疎地域においては、移住時の「住まい」の確保が大きな課題となっていることから、空き家・空き地バンクの積極的な運用を図るとともに、居住促進や地域活性化に向けた市有財産の有効活用等について検討を進めます。

②関係人口の創出・拡大

「山口市移住サポートセンター すむ住む相談所」の関係案内所機能を活かし、地方に関心を持つ都市部等の人材に向けて、地域の魅力や地域課題等の情報発信を進めます。

また、地域や関係案内人との連携のもと、地域課題等の共有及び課題解決に係る体験プログラム等を実施するとともに、関係案内人の発掘、育成を図るなど、更なる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

③テレワーク・ワーケーションの推進

各地域が有する豊かな自然環境や歴史文化資源等を積極的に発信するとともに、地域固有の魅力を生かしたワーケーション体験プログラムを企画・実施するなど都市部等から各地域への人の流れの創出・拡大に取り組みます。

④地域間交流

各地域の豊かな自然や食、歴史文化等の地域資源を活用した交流イベント等の開催や地域の魅力の発信に取り組むとともに、地域団体等が主体となって進める農泊（農山漁村滞在型旅行）等の取組促進を図ります。

⑤人材の確保・育成

地域おこし協力隊及び地域活性化起業人、特定地域づくり事業協同組合制度等の国制度の活用や、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大等の取組を通じて、地域活動や地場産業等の担い手の確保及び人材の育成を図ります。

また、地域おこし協力隊については、隊員OB・OGとの連携のもと現役隊員の活動支援を行うとともに、退任後の起業・創業や住まいの確保等を支援することで、隊員の定着促進を図ります。

【対策の目標】

(再掲)

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
農山村エリアにおける人口の転出超過の抑制 (農山村エリアの社会動態)	▲193人 (H29～R4の平均)	転出超過の 40%抑制

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	移住促進空き家利活用事業	山口市	
	やまぐち定住実現プロモーション事業	//	
	UJIターン支援事業	//	
	関係人口創出促進事業	//	
	農山村にぎわい創出事業	//	
	地域資源活用事業	//	
	外部人材活用事業	//	
	特定地域づくり事業協同組合支援事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当の公共施設等はありません。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

米の販売額のこれまでの低迷や農機具・資材等の生産費の高騰による農業所得の低下、若者の都市部への流出等により、従事者の減少、高齢化が進展し、担い手不足に伴う耕作放棄地の増加、農業生産意欲の減退等、農業を取り巻く現状は依然として厳しい状況です。また、サルやイノシシ等の有害鳥獣等による農作物への被害が深刻化し、これにより、生産意欲の低下、耕作放棄地の発生につながる恐れがあります。また、クマやサルなどが市街地に出没し、住民生活への影響も生じてきています。併せて、有害鳥獣を捕獲するための中心的な存在である各地域の猟友会会員が減少、高齢化しています。

こうした状況を踏まえ、将来に向けて持続可能な農業経営の確立を図るためには、効率的かつ安定的な経営体としての認定農業者や生産組織の育成、新規就農者や新規就業者の確保を通じた、多様な担い手の育成と支援、経営規模の拡大や農業生産における省力化に向けた機械導入の支援、振興作物等の産地拡大と農産物の高付加価値化、農地の利用集積、流通・販売網の確立を図り、同時に適切な有害鳥獣被害への対策を行う必要があります。加えて、みどりの食料システム法に基づき、持続可能な食料システムの構築に向けた取組が必要です。

畜産においては、牛肉や乳製品等の貿易自由化により厳しい情勢が続いている中、畜産農家の高齢化や担い手不足により農家数は減少しており、畜産農家の経営の安定、飼養者の労力軽減、新たな担い手の確保等を図る必要があります。

また、肉用牛における「あとう和牛」や「徳地和牛」等、ブランドの確立に向けた飼養管理技術の向上や産地化への取組を進める必要があります。

②林業

森林は、自然災害や温暖化の防止、また、水源かん養等、公益的な機能に加え、憩いや癒しの機能等の多面的な機能により、市民の暮らしに多くの恵みと潤いを与えてくれる市民共有の財産です。

これまで、森林環境の維持管理を担ってきた森林所有者の高齢化や不在村化が進行し、森林の境界だけでなく所在そのものの確認が困難な森林も増加しています。また、長期に及ぶ木材価格の低迷等により、森林経営意欲が減退し、森林の維持管理にも影響が生じてきています。林業従事者についても、高齢化が進み、他の産業と比べて所得が低く、危険な作業を伴うため、担い手の確保は難しくなっています。

過疎地域における林業は、森林組合を含めた林業事業体に雇用されている林業労働者によって支えられており、こうした森林組合等の林業事業体の体制強化と経営の安定化が課題です。

また、住宅や公共施設等への地域産材の積極的な利用やブランド化、木質バイオマスの利用拡大等による木材需要の拡大を図るとともに、木材の安定的な供給体制、流通体制の確立を図ることが必要です。

③水産業

秋穂地域における水産業は、小型底曳網漁業や刺網、素潜り等の沿岸漁業を主体としています。山口県漁業協同組合のうち大海支店・山口支所秋穂地区の組合員数は、平成27年の106人から令和5年では77人となり、29人の減少となっています。また、60

歳以上の組合員数は令和5年において67.5%を占めるなど、組合員数の減少や高齢化が深刻な課題となっています。

さらに、水産資源の減少、魚価の低迷、輸入水産物の増加、漁業コストの高騰等により、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、持続可能な漁業経営や安定した水産資源の確保を図るためには、新規就業者の確保と就業・定着を促進するための支援や、水産資源の種苗放流の継続、放流稚魚が定着・育成できる魚礁等の整備が必要です。

また、養殖事業や6次産業化、観光漁業等の取組により、所得向上を図るとともに、交流事業等の実施により海洋資源を生かした地域づくりを推進していく必要があります。

さらに、漁業従事者が安心して操業できるように漁港施設等の維持補修や長寿命化に向けた機能保全工事等を計画的に進める必要があります。併せて、秋穂地域における漁港海岸等において、護岸高不足により高潮時の波浪における越波や浸水が発生しており、また、施設の老朽化による損傷もみられるため、海岸保全施設の整備が必要です。

④企業立地の促進

地域経済の活性化に資するサテライトオフィスの設置、企業の本社機能等の一部移転、研究開発拠点の設置等による地方拠点の強化につなげるため、多様な企業ニーズに対応し、過疎地域の豊かな自然環境や地域特性を生かしたビジネス環境の整備を進めることが重要です。

⑤商工業

過疎地域の各商工会の会員事業者について、令和元年度と令和6年度の会員数を比較すると、徳地地域においては182事業者から12%減の160事業者に、秋穂地域においては142事業者から6.3%減の133事業者に、阿東地域においては167事業者から7.1%減の155事業者となっています。

各商工会を中心に、魅力と活力ある商業を目指して施策を展開してきた中で、経営者の高齢化の進行や後継者不足等により廃業の増加が課題となっています。

また、主要な顧客となる地域人口の減少や、本市中心部の大型店との競争に伴う固定客や受注機会の減少等、経営環境は依然として厳しい状況が続いており、観光業等の他産業の事業者との連携促進を図るなど、生活機能の確保という観点からも、事業の継続につなげていくことが重要となっています。

⑥観光・レクリエーション

国民のライフスタイルの変化、個人生活におけるゆとり指向等により、旅行者のニーズは、従来の観光地を巡る通過・短期滞在型の観光から、地域に一定程度滞在し、様々な体験を通じて地域住民との交流を深める滞在型、体験・交流型の観光へと変化し、また、団体旅行から個人あるいは少数グループによる旅行が主流となっています。

一方で、少子高齢化の進展による人口減少時代にあって、観光客を増やすだけでなく、より深く本市の魅力を感じ、観光消費を増やす仕掛けづくりが求められています。

過疎地域には、豊富な自然環境を生かした観光資源が多数存在し、徳地地域においては、重源の郷体験交流公園や大原湖キャンプ場、阿東地域においては、道の駅「長門峡」「願成就温泉」や十種ヶ峰ウッドパーク、秋穂地域においては国民宿舎秋穂荘、道の駅「あいお」などの観光施設を拠点としつつ、本市が有する多彩な地域資源に更に磨きを

かけ、多様な主体の連携による特色ある観光地域づくりを推進することが重要となっています。

⑦港湾

秋穂地域には、秋穂港、青江港の2箇所の地方港湾があり、水産物の物流、海岸保全の機能を有することから、適切な港湾施設の維持管理が必要です。

(2) その対策

①農業

ア 担い手の育成・確保

意欲ある農業後継者や豊かで住みよい農村を築く担い手の確保に向けて、集落営農の法人化や、効率的かつ安定的な経営を目指す認定農業者等の担い手育成、県立農業大学校等を活用した新規就農者や新規就業者の育成・確保を図るとともに、農業法人等の経営の効率化・多角化による収益向上への取組を支援します。

また、農業経営の規模拡大や他産業からの参入を推進します。

イ 経営基盤の強化、生産基盤の整備促進

小規模農家を含め、全ての農業経営体の経営状況の改善に向けて、経営規模の拡大や農業生産における省力化に向けた取組などを支援します。

また、効率的な農業生産基盤の整備に向けて、優良農地の高度利用と生産性向上のためのほ場整備等、基盤整備事業等を推進します。

さらに、農地等を適切に管理するため、土地改良区の活動を支援するとともに、災害の未然防止のため、防災重点農業用ため池等の農業用施設の計画的な整備を図ります。

ウ 条件不利地の農家、兼業農家への支援

複合的な作物の生産活動や地域営農集団等による土地の利用調整と機械の共同利用化等生産コストの低減を図るとともに、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払の3制度を併せた日本型直接支払制度の活用等により、過疎地域の特性に応じた農業振興を図ります。

エ 農産加工及び農産物流通対策、都市農村交流の推進

地域に根ざした農産物の高付加価値化や生産体制強化による安定的な供給体制の整備、市域の気候の違いを生かし、本市全体として通年で安定的に農作物を生産できる体制を整えていきます。

また、農作物の付加価値を高めるための6次産業化や、道の駅・観光施設等との連携による効率的な流通体制の構築を図るとともに、農林水産物販売促進イベント等の実施など、都市農村交流や地産地消の推進を図ります。

オ 鳥獣被害防止対策の推進

国や県の補助制度を活用した侵入防止柵等の施設整備や、地元との連携による里山等の適正管理を促進することにより、鳥獣被害の拡大防止を図ります。

また、有害鳥獣等を捕獲するための捕獲隊員や市長が任命する実施隊員の確保を図ります。

カ 畜産の振興

畜産農家の高齢化への対応に向けて、省力化・低コスト化の検討、飼養管理技術の改善や効率的な施設改修、経営規模の拡大や新規参入者を受け入れる体制づくりを進めます。

また、地域内一貫生産体制の整備の促進や、優良牛群の整備を行い、良質で安定的な生産・販売を進めることによるブランド化を推進します。

併せて、畜産農家と耕種農家の組織的な連携を図り、畜産や農業活動で発生する副産物を有効に活用する資源循環型農業を目指します。

キ みどりの食料システム戦略の推進

環境と調和のとれた食料システムの確立のため、農薬や化学肥料の使用を抑えた農業に取り組む農業者を支援する環境保全型農業直接支払制度の活用や有機農業の推進など、環境負荷低減を図る地域循環型農業に取り組みます。

②林業

ア 担い手の育成・確保

地域林業の中核的役割を果たす林業事業体の体制強化をするため、林業技能者、森林施業プランナーといった林業振興に資する専門家の育成や、新規就業者の育成・確保を促進します。

また、農業法人、建設業等からの林業参入を促進します。

イ 森林基盤の整備

林業の活性化を図り、次代へと継承していくために、循環型林業（伐って、使って、植えて、育てる）を推進します。

その実現には、ICT等の先端技術の活用や高性能林業機械の導入等によるスマート林業の促進を図るとともに、伐採した木材の搬出に必要な林道・作業道等の路網整備を進めます。

一方で、手入れの行き届かない森林については、市が公的な管理をする森林経営管理制度により森林保全に努めます。

ウ 地域産材の利用促進

住宅や公共施設等への地域産材の積極的な利用やブランド化、木質バイオマスの利用拡大等による木材需要の拡大を図るとともに、木材の安定的な供給体制、流通体制の確立を図ります。

また、再生可能エネルギーとして木質チップの利活用や、品質・性能が安定した木材の継続的な供給体制の整備、新たな製品開発等を促進することにより、生産・販売体制の充実を図ります。

エ 市民参加の森林づくり

森林の公益的機能と森林を守り育てる林業、山村の役割の重要性を都市部の住民に積極的にPRし、森林セラピー基地をはじめとした森林を自然に親しむ空間として活用し、交流による地域の活性化を図ります。

③水産業

ア 担い手の育成・確保

安定した漁業労働者や後継者の確保を図るため、漁業就業フェア等により就業希望者を確保し、漁業経営に必要な知識・技術を習得するための研修受講や研修後の漁業経営開始時の必要な経費について支援を行います。

イ 水産業振興・水産物供給基盤の整備

水産資源の回復と確保を図るため、漁業協同組合が実施する海域の特性に応じた種苗の放流に対する支援、放流した稚魚の定着・育成のための魚礁等の水産物供給基盤の整備を行います。また、魚食普及活動を始め、水産物の特産品の新開発やブランド化を支援とともに、水産業を始めとした地場製品の販売促進や更なる交流創出に向けて道の駅「あいお」の移転整備を進めます。

さらには、漁業従事者の所得向上のための養殖事業や6次産業化、観光漁業等への取組に対する支援に加え、漁業協同組合はもとより、道の駅や観光施設等とも連携した効率的な流通体制の構築を図ります。

ウ 漁港施設等の整備

漁業従事者が安心して就業でき、良好な操業環境を維持するために漁港施設等の適正な維持管理を行います。また、多くの施設が老朽化や更新時期を迎えており、施設の長寿命化を図るため機能保全計画に基づきライフサイクルコストを考慮した保全対策工事を推進します。

エ 海岸保全施設の整備

海岸保全施設の機能強化や適切な維持管理を行います。

④企業立地の促進

製造業のほか、研究開発拠点やIT関連などの業種の誘致を図るとともに、生産・加工・流通との連携を促進し、過疎地域内で生産される第一次産品の高付加価値化、6次産業化を推進する企業の誘致を進めます。併せて、多様な起業ニーズに対応した、ビジネス環境の整備を進めます。

⑤商工業

中小企業への経営改善支援を始め、市内の商工会議所、商工会、士業等専門家、金融機関及び行政の連携による事業承継の取組、起業創業への助成やセミナーの開催、生産性の向上や働き方改革に向けたデジタル化の促進等により、経営改善や経営基盤の強化、成長促進を図るとともに、起業創業による新たなチャレンジができる環境づくりに取り組むことで、新たな雇用の創出や多様な就業の場の確保を進めます。

また、商工業の振興を担う各商工会との連携を始め、農林水産業・観光業等の他産業との分野間連携の促進により、地域や生活に密着した魅力ある商工業の形成、振興を図ります。

⑥観光・レクリエーション

地域経済の活性化や、住民にとって誇りと愛着の持てる活力にあふれた地域づくりに寄与する観光産業の振興を目指し、来訪者（観光客）、生活者（市民）双方にとって

個性ある魅力的な観光地域づくりを推進します。

地域の拠点となる観光施設の整備・リニューアルや、地域を深く知る観光体験、伝統産業・モノづくりの体験プログラムの充実、また過疎地域の歴史・文化や、海洋資源といった豊かな自然環境等を生かした滞在・交流型の周遊促進事業の開発・推進を図るとともに、既存の観光資源のブラッシュアップによるブランド化や、観光資源を組み合わせることでの新たな付加価値の創出を行います。

また、地元の農林水産物を活用した新たな特産品の開発や、道の駅等の拠点施設における地場産品の販売等、観光・物産の連携体制を強化し、圏域内での連携を図ることで、訪問先として選ばれる持続可能な観光地づくりの推進を図ります。併せて、SNS等を通じた情報発信を強化し、交流人口の拡大を図ります。

⑦港湾

周辺住民の良好な生活基盤を維持するために港湾施設等の適正な維持管理を行います。また、多くの施設が老朽化や更新時期を迎えており、施設の長寿命化を図るため長寿命化計画に基づきライフサイクルコストを考慮した対策工事を推進します。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
ほ場整備面積	4,209.1 ha (R3)	4,386.9ha
農畜産物の販売額	5,248 百万円 (R3)	5,814 百万円
森林施業面積	557.91 ha (R1~R3年度の平均値)	620 ha (R9)
一漁業経営体当たり漁業生産金額	175 万円 (R3)	194 万円
観光客数	3,357,705 人 (R3)	6,000,000 人
宿泊者数	523,831 人 (R3)	1,000,000 人

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
基盤整備 農業	ほ場整備事業 (黒瀨地区 区画整理) (島地上地区 区画整理、鳥獣被害防止施設)	山口県	
	農地耕作条件改善事業 (黒瀨地区、島地上地区)	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
基盤整備 農業	防災重点農業用ため池緊急整備事業 (赤松地区) (人形池地区)	山口県	
	団体営土地改良補助事業	山口市	
	単市土地改良補助事業	//	
	ため池施設災害予防事業	//	
林業	市有林育成事業	//	
	森林経営管理事業	//	
	林道維持管理事業	//	
	伐倒駆除事業	//	
	地籍調査事業	//	
水産業	水産物供給基盤整備事業	山口県 山口市	
漁港施設	漁港施設維持管理事業	山口市	
	漁港施設機能保全事業	//	
経営近代化施設 農業	農業経営支援事業	山口市	
	スマート農業推進事業	//	
	園芸作物振興事業	//	
地場産業の振興 技術習得施設 流通販売施設 加工施設	新規就農者技術習得支援施設管理運営事業	山口市	
	高齢者若者活性化センター管理運営事業	//	
	6次産業化推進事業	//	
企業誘致	中山間地域サテライトオフィス等立地促進事業	山口市	
観光又はレクリ エーション	重源の郷改修事業	山口市	
	重源の郷管理運営事業	//	
	大原湖キャンプ場管理運営事業	//	
	国民宿舎管理運営事業	//	
	道の駅あいお整備事業	//	
	願成就温泉センター改修事業	//	
	道の駅長門峡管理運営事業	//	
	十種ヶ峰ウッドパーク管理運営事業	//	
	観光施設管理事業	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	中山間地域等直接支払交付金事業	山口市	
	多面的機能支払交付金事業	//	
	新規就農者支援事業	//	
	新規就農者技術習得施設管理運営事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	みどりの食料システム戦略推進事業	山口市	
	都市農村交流推進事業	//	
	畜産農家支援事業	//	
	柚野農産加工販売所管理運営事業	//	
	有害鳥獣対策関係事業	//	
	有害鳥獣捕獲促進事業	//	
	特用林産物関係事業	//	
	森林セラピー推進事業	//	
	水産業振興・海洋資源活用事業	//	
	新規漁業就業者支援事業	//	
	魚食普及推進事業	//	
	高齢者若者活性化センター管理運営事業	//	
	ふるさと産品営業推進事業	//	
	経営力向上・経営改善支援事業	//	
	中小企業等金融対策事業	//	
	事業承継支援事業	//	
	人材確保企業重点支援事業	//	
	起業創業支援事業	//	
	観光資源活用誘客事業	//	
	都市間連携観光誘客事業	//	
	重源の郷管理運営事業	//	
	大原湖キャンプ場管理運営事業	//	
	国民宿舎管理運営事業	//	
	道の駅あいお管理運営事業	//	
	道の駅長門峡管理運営事業	//	
	願成就温泉センター管理運営事業	//	
	十種ヶ峰ウッドパーク管理運営事業	//	
徳地山村広場管理運営事業	//		
三谷交流センター管理運営事業	//		
蔵目喜ふれあいセンター管理運営事業	//		
桜郷銅山跡農村公園管理運営事業	//		
その他	港湾管理事業	山口市	
	海岸保全施設整備事業（単独）	//	
	海岸保全施設整備事業（補助）	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

住民サービスの向上や地域間交流の促進に向けた効率的な情報の収集・発信を可能にするため、地域内全域にケーブルテレビ網を整備し、産業や教育等あらゆる分野で活用するとともに、地域の拠点となる公共施設においては、様々な地域づくり活動のデジタル化を推進する上で必要な通信環境の整備を進めています。

また、都市部を中心に、5G等の高速・大容量、低遅延、多数同時接続等の特長を備える高度な情報通信インフラの整備が進む中、今後は、過疎地域を含め、市内全域にくまなく整備されるよう、通信事業者に働きかけていく必要があります。

さらに、今後、医療・介護、防災、交通、教育、子育て等の生活全般にわたるデジタル化が進むことが予測される中、高齢化が急速に進む過疎地域において、デジタル化を通じた安全安心の確保や生活の質の向上を図るとともに、高齢者等のデジタルデバインド（情報格差）の解消を進めていく必要があります。

(2) その対策

地域の拠点となる公共施設において、様々な地域づくり活動のデジタル化を推進する上で必要な通信環境の整備を引き続き進めるとともに、インターネットの高速化や情報通信基盤を利用した行政情報や産業情報の共有や受発信、窓口サービスのデジタル化を図るなど、住民生活の利便性の向上を図ります。

また、光ファイバの整備を始め、5G等の高速・大容量、低遅延、多数同時接続等の特長を備える情報通信インフラの整備促進等の取組により、過疎地域を含め、市内全域における高度な情報通信インフラの整備を図ります。

さらに、こうした情報通信インフラを活用し、医療・介護、防災、交通、教育、子育て、地域産業等の各分野又は分野横断的に、デジタル化を通じた地域課題の解決等に向けた取組を進めることで、スマートコミュニティの形成を図るとともに、高齢者等へのデジタル活用支援の取組を進める等、デジタル化を通じた暮らしの安全安心の確保及び生活の質の向上を図ります。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
行政サービスに対する市民の満足度	80.3%	85.5%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
電気通信施設等 情報化のための 施設 防災情報 伝達設備	防災施設等維持管理事業	山口市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	デジタル化を通じた地域包括支援体制構築事業	山口市	
	地域内交通構築事業	//	
	サテライトオフィス誘致事業	//	
	リカレント教育推進事業	//	
	大学生等のインターンシップ促進事業	//	
	デジタル活用支援事業	//	
	防災施設等維持管理事業	//	
	デジタル技術を活用した地域課題解決事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①国道・県道・市道

本市において、広域経済・交流圏の形成や、広域的な交流を支えるネットワーク機能の強化を図るため、過疎地域と他地域を結ぶ幹線道路や過疎地域を循環する道路網の整備が必要な中、過疎地域においては、国道・県道の整備促進の取組とともに、これらの幹線道路と集落を結ぶ連絡道路、集落内の生活道路において未改良の区間が多く、緊急車両の通行や車両の円滑な離合が困難な箇所もあることから、地域の状況を踏まえ効果的な市道整備が必要です。

②農道・林道

過疎地域の農道は、ほ場整備等の基盤整備の推進により、生産基盤と生活基盤が一体化している集落形態から、市道と同様に地域内の重要な交通基盤にもなっています。農業を取り巻く環境が厳しい状況の中、効率的な農産物の運搬や、都市農村交流の促進に向けて、基幹的な農道整備や適切な維持管理が必要です。

また、林道は、林業経営、森林管理の根幹となる施設です。林業においては、外材との競争が激化する中で、効率的な作業システムを確立し、素材生産の低コスト化を図ることが急務となっており、間伐等の森林施業の実施、高性能機械の導入等による生産性の向上を図る上で、広域的な林道網の整備や、林道及び作業道等の整備を推進する必要があります。

③漁港関連道

漁港関連道は、漁港施設と幹線道路等を結ぶアクセス道路として整備されたもので、その大半は昭和の年代に建設されたものです。経年劣化等による損傷等により、漁獲物の輸送や漁村集落の交通への影響も見られることから、計画的な維持補修が必要です。

④移動手段の確保

本市では、第二次山口市市民交通計画の基本理念に「～マイカーに頼り過ぎないまちづくりを目指して～ 育て支えよう！みんなの公共交通」を掲げ、市民・交通事業者・行政が適切な役割分担により持続可能な公共交通体系の構築を図ることとしています。

一方で、公共交通を取り巻く環境は、ドア・トゥ・ドアの移動が可能なマイカーに依存した生活スタイルや、運転士不足により公共交通の維持・確保が困難な状況になりつつあります。高齢者を含む全ての市民が安全かつ安心して外出・移動できる交通環境の構築に向けて、マイカーに頼り過ぎない交通まちづくりに取り組むことが必要です。

(2) その対策

①国道・県道・市道

広域経済・交流圏の形成や広域的な交流を支えるネットワーク機能の強化を図るため、過疎地域の幹線道路である国道、県道については、未改良区間の早期整備促進を国及び県に要望します。

また、住民の日常生活の基盤となる市道・橋りょうについては、点在する集落を結ぶ路線として安全性、利便性に配慮した整備を行うとともに、計画的な改良・舗装・維持

補修を進めます。

②農道・林道

農道の適切な維持管理と計画的な維持補修を行います。

林道については、既設林道の拡張・維持管理等を含めた計画的な林道網の整備を推進します。また、計画的に作業道開設を推進することで、林業経営の省力化を図りながら魅力ある森林の造成を行い、長伐期化・複層林化を促進し、大径良質材の生産を目指すとともに、高密度路網の整備も併せて推進します。

③漁港関連道

漁港関連道の適切な維持管理と計画的な維持補修を行います。

④移動手段の確保

既存の公共交通機関の維持・確保を図るとともに、地域住民との検討会を開催し、住民と行政、交通事業者、その他研究機関等との協働により、過疎地域の特性を踏まえた、より効率的で利便性の高い移動手段への改善、AIやIoT等、新たな技術も活用しながら、持続可能な移動手段の確保を行います。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	77.3%	83.0%
市内での車の移動が円滑であると思う市民の割合	76.5%	81.4%
月1回以上公共交通機関を利用する市民の割合	15.8%	28.0%
公共交通機関の利便性に満足している市民の割合	54.3%	57.5%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
市町村道 道路	大内谷大藤線 改良 L= 200m W=4.0m	山口市	
	御馬間方線 改良 L= 300m W=4.0m	//	
	川口上線 改良 L= 100m W=4.0m	//	
	国木線 改良 L= 330m W=4.0m	//	
	小古祖横野線 改良 L= 820m W=5.0m	//	
	下林河内谷尻線 改良 L= 120m W=4.0m	//	
	沖田船津線 改良 L= 700m W=4.0m	//	
	二の宮新田線 改良 L= 150m W=5.0m	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
市町村道 道路	矢井中央線 改良 L= 150m W=4.0m	山口市	
	御所野鯖線 改良 L= 300m W=4.0m	//	
	深瀬御馬線 改良 L=1,300m W=4.0m	//	
	上八坂才契線 改良 L= 500m W=4.0m	//	
	大久保大町線 改良 L= 600m W=4.0m	//	
	船路大月線 舗装 L=3,000m W=3.0m	//	
	小古祖元折線 舗装 L=1,000m W=4.0m	//	
	庄方才契線 改良 L= 900m W=4.0m	//	
	鍋倉東線 改良 L= 995m W=6.0m	//	
	東畑線 改良 L= 300m W=5.0m	//	
	篠目文珠線 舗装 L= 730m W=3.5m	//	
	山田追分線 改良 L= 600m W=3.5m	//	
	東中村線 舗装 L= 160m W=4.0m	//	
	島地平木線 改良 L= 100m W=4.0m	//	
	神原下船谷線 改良 L= 50m W=5.0m	//	
	蔵場中線 改良 L= 30m W=5.0m	//	
	徳行森永線 改良 L= 80m W=5.0m	//	
	柚木大土路線 改良 L= 60m W=5.0m	//	
	上中郷線 改良 L= 130m W=5.0m	//	
	名草懸線 改良 L= 570m W=5.0m	//	
	神角線 改良 L= 200m W=5.0m	//	
	徳佐下市線 舗装 L= 103m W=5.0m	//	
	封秀線 改良 L= 80m W=5.0m	//	
	地福市惣原線 改良 L= 100m W=5.0m	//	
	たかのす線 改良 L= 50m W=5.0m	//	
	鍛冶ヶ原線 改良 L= 160m W=4.0m	//	
	東側線 改良 L= 225m W=4.0m	//	
	上半久西線 舗装 L= 460m W=3.0m	//	
	御所河内線 舗装 L= 850m W=3.5m	//	
	大久保線 改良 L= 815m W=3.0m	//	
	内浜線 舗装 L= 800m W=9.5m	//	
	内浜二号線 舗装 L= 300m W=10.0m	//	
	小浜線 改良 L= 200m W=5.0m	//	
日地崎線 舗装 L= 1000m W=6.0m	//		
中道線 改良 L= 1600m W=7.0m	//		
屋戸海岸線 舗装 L= 1800m W=8.0m	//		
天田下村線 舗装 L= 1000m W=6.0m	//		
下村宮の旦縦貫線 舗装 L=1800m W=6.5m	//		
浜内線 改良 L= 200m W=8.5m	//		

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
市町村道 道路	旦川線 改良 L= 100m W=5.0m	山口市	
	下村上畠田線 改良 L= 200m W=5.0m	//	
	桜タウン1号線 舗装 L= 200m W=6.5m	//	
	桜タウン2号線 舗装 L= 150m W=6.5m	//	
	桜タウン3号線 舗装 L= 50m W=6.0m	//	
	桜タウン4号線 舗装 L= 80m W=6.0m	//	
	桜タウン5号線 舗装 L= 100m W=6.0m	//	
	桜タウン6号線 舗装 L= 50m W=5.0m	//	
	六の切線 改良 L= 200m W=6.0m	//	
	前中津線 改良 L= 200m W=6.0m	//	
	三の切線 改良 L= 100m W=6.0m	//	
	大海峠横田線 改良 L= 250m W=9.5m	//	
	黒瀉海岸線 改良 L= 800m W=9.5m	//	
	黒瀉長浜線外 改良 L= 100m W=9.5m	//	
	上半久線 舗装 L= 600m W=3.5m	//	
橋りょう	黒瀉中線 改良 L= 270m W=5.0m	//	
	釣山橋 L= 40m W= 8.5m	//	
	鍋倉橋（鍋倉東線） L=51.7m W= 6.0m	//	
	下小原橋（下原線） L=34.3m W= 4.0m	//	
	下向橋（鍛冶が原線） L= 52m W= 4.0m	//	
	日向橋（神角日向線） L=28.7m W=3.02m	//	
	上日向橋（神角日向線） L=28.4m W= 4.0m	//	
	朝早橋（下市坂田線） L= 70m W= 5.0m	//	
	南河内橋（南河内線） L=45.8m W= 3.0m	//	
	山用橋（山用線） L=28.4m W= 4.0m	//	
	山田橋（吉部野山田線） L=32.2m W= 4.0m	//	
	山田橋（封秀線） L=54.0m W= 6.8m	//	
	正地橋（正地線） L=28.6m W= 3.6m	//	
	名草橋（市井原線） L=59.2m W=4.55m	//	
	矢井中央橋（矢井中央線） L=17.9m W= 4.0m	//	
その他	市道誘導標（スノーポール併用型）改修事業	//	
	除雪基地整備事業	//	
	道路情報管理施設整備事業	//	
	交通安全施設整備事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
自動車等 自動車	徳地生活バス運行事業	山口市	
	阿東生活バス運行事業	//	
道路整備機械等	除雪自動車	山口市	
	除雪機械等管理整備	//	
その他	交通結節点整備事業	山口市	
過疎地域持続的 発展特別事業	徳地生活バス運行事業	山口市	
	阿東生活バス運行事業	//	
	コミュニティタクシー運行促進事業	//	
	グループタクシー利用促進事業	//	
	徳佐駅維持管理事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路等のインフラ施設は、市民の生活に密接に係わる施設であり保有総量の縮減は困難ですが、インフラ以外の施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

生活水の確保は、地域住民が安全で快適な生活を営む上で重要です。

徳地地域は、佐波川とその支流に沿って集落が形成されており、そのほとんどが地下水を生活用水として利用しているため水道が普及していません。秋穂地域では水道事業、阿東地域の一部では簡易水道事業により水道水の供給を行っており、機能を維持するため計画的に施設を更新する必要があります。

②下水処理施設

生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、水質汚濁が懸念されており、公共用水域の水質保全、美しい自然環境の保全とともに、若者の定住促進といった地域形成の観点から、快適で衛生的な生活環境の形成を図る必要があります。

過疎地域では公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及に努めています。また、徳地地域の一部では集落排水事業、秋穂地域の一部では公共下水道事業及び集落排水事業により汚水処理を行っており、機能を維持するため計画的な施設更新を行う必要があります。

③廃棄物処理施設

廃棄物の適正な処理に向けては、石油等天然資源の消費を抑制しつつ環境負荷がより少ない循環型社会の構築が求められています。

ごみの減量・再資源化については、ごみの排出や分別の方法を周知し、食品ロスの削減等、市民一人ひとりのごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）による資源化に対する意識の高揚を図るとともに、資源物の分別収集や24時間排出可能な資源物ステーションの拠点回収により、資源物の適正な排出機会を確保しています。

また、過疎地域においては、不法投棄による環境破壊を未然に防止するため、関係機関との連携を図り、快適な生活環境を確保する必要があります。

し尿の収集・運搬については市の許可業者が行い、処理については秋穂地域及び阿東地域は本市が行っており、徳地地域は防府市に委託しています。

④火葬場

火葬場は、人生の終焉を迎える場として、誰もが利用する必要不可欠な施設です。過疎地域においては、徳地斎場及び阿東火葬場を設置しており、火葬及び葬儀を適切に行うため、経年劣化等による火葬施設等の改修・更新が必要です。

⑤消防施設

地域住民の生命や財産を守るため、火災等の災害時においては、より迅速な消防活動を行い、被害を最小限に食い止める体制を整えることが必要です。消防庁舎については、災害拠点としての役割を果たすため、躯体や設備の老朽化対応を図る必要があります。

徳地地域については、中央消防署徳地出張所を設置し、2台の消防ポンプ自動車と連絡車等を配備しています。秋穂地域については、南消防署秋穂出張所を設置し、水槽付消防ポンプ自動車と連絡車等を配備しています。阿東地域については、阿東消防署を設置し、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車と連絡車等を配備しています。

消防団については、徳地地域・阿東地域をそれぞれ2方面隊・5分団編成とし、徳地

地域に 14 台、阿東地域に 16 台の消防車両を配備しています。秋穂地域は 1 方面隊・2 分団編成とし、2 台の消防車両を配備しています。

広い市域における消防活動等を適切に実施するためには、地域特性に応じた消防車両の配備や適切な更新を進めていくとともに、消防団については、活動拠点施設の計画的な整備に取り組んでいく必要があります。

⑥救急

都市部と比較して医療機関から遠方に位置する地域が多く、救急車の運行距離が延びる傾向にあることから、車両や救急資機材の早期老朽化が見込まれます。

また、傷病者を医療機関へ収容するまでに長時間を要するため、医師による診察を速やかに開始するための対策を考慮する必要があります。

⑦防災

徳地・阿東地域では佐波川・阿武川の氾濫による洪水、秋穂地域では沿岸部における津波・高潮、また、全ての地域で急傾斜地による土砂災害等の災害リスクが想定されます。災害に対する備えの基本は自助・共助・公助ですが、公助による救助活動には限界があることから、「自らの命は自らで守る」自助の意識啓発、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の取組を促進する必要があります。

⑧公営住宅

耐用年数を経過した住宅が増加していることから、効率的なストックの機能回復や更新が必要です。また、過疎地域における公営住宅の入居者の特徴として、中長期入居の高齢者世帯と核家族化の進行による一時期入居の若年世帯層に大別される中、誰もが暮らしやすい居住環境の整備が求められています。

⑨公園等

公園は、住民の憩いやレクリエーションの場として、また災害発生時の避難場所等、快適で安心・安全の生活に不可欠な施設であり、適切な維持管理が必要です。

(2) その対策

①水道施設

生活用水の安全性を確保するため、井戸ボーリングや浄水器設置に要する経費の支援、飲用井戸等の水質検査の実施について周知を図ります。

また、各水道事業において、安全な水道水を安定して供給するため、施設の適切な維持管理を行うとともに計画的な更新を行います。

②下水処理施設

快適で衛生的な生活環境を維持するとともに、公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

また、各下水道事業において、安定した汚水処理を継続するため、施設の適切な維持管理を行うとともに計画的な更新を行います。

③廃棄物処理施設

ごみの減量・再資源化に関する自主的な取組を促すため、3 R の取組の普及啓発を行

うとともに、資源物の分別収集の実施、資源物ステーションの拠点回収を行います。

また、関係機関との連携により環境保全活動の普及啓発を行うことで、循環型社会の構築に向けた取組の推進を図ります。

④火葬場

火葬及び葬儀を適切に行うため、火葬施設等の定期的な点検及び経年劣化等による計画的な改修・更新を実施します。

⑤消防施設

消防庁舎を災害拠点施設として位置付け、庁舎の補強や設備の点検及び更新を行い、災害時に迅速な対応が可能となるように計画的に維持管理を行います。

また、火災による被害を最小限に食い止めるため、消防資機材の配備や消防車両等の計画的な更新配備を行うとともに、消防団の活動拠点施設の計画的な整備を推進します。

さらに、老朽化した防火水槽の改修を進め、消防水利の長寿命化を図ります。

⑥救急

傷病者の病態を正確に判断し、適切な医療機関へ搬送するとともに、地域の実情に合わせて高規格救急自動車や救急資機材の更新配備を計画的に進めます。

また、傷病者を速やかに医師の管理下に置くため、重症事案におけるドクターヘリやドクターカーの運用を推進します。

⑦防災

防災ガイドブックや防災講座の開催による意識啓発を行うとともに、自主防災組織の結成促進及び活動支援に取り組みます。また、安全かつ安心して避難ができるよう避難所の環境整備を進めます。

⑧公営住宅

高齢者や子育て世帯等が快適に過ごすことができるバリアフリー化を推進するとともに、人口や世帯数の減少、社会・経済情勢等の変化、公営住宅に対する入居者の需要等を踏まえながら、計画的な修繕、建替え等を行います。

⑨公園等

周辺住民の快適で安心・安全の生活環境の維持のため、適切な維持管理や老朽化した設備の改修・更新を推進します。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	76.8%	82.5%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
水道施設 簡易水道 その他	水道管路布設事業	山口市	
	飲用水対策事業	//	
下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置助成事業	山口市	
廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ収集業務委託事業	山口市	
	ごみ収集車整備事業	//	
	ごみ集積施設整備事業	//	
	資源物拠点回収施設設置事業	//	
	資源物拠点回収施設管理事業	//	
	阿東最終処分場管理事業	//	
し尿処理施設	し尿処理(委託)	//	
火葬場	徳地斎場施設整備事業	山口市	
	阿東火葬場施設整備事業	//	
消防施設	消防庁舎維持管理業務	山口市	
	高規格救急車及び高度救命処置用資機材(常備)	//	
	水槽付消防ポンプ自動車(常備)	//	
	連絡車(常備)	//	
	小型動力ポンプ付積載車(非常備)	//	
	消防ポンプ自動車(常備・非常備)	//	
	消防車庫整備事業	//	
	防火水槽整備	//	
除雪機	//		
公営住宅	市営住宅維持管理事業	山口市	
過疎地域持続的 発展特別事業	阿東最終処分場管理事業	山口市	
	阿東クリーンセンター管理事業	//	
	秋穂最終処分場管理事業	//	
	資源物拠点回収施設管理事業	//	
	非常備消防施設等維持管理事業	//	
	自主防災組織助成事業	//	
	水防活動業務	//	
	地域防災活動促進事業	//	
	避難者対策推進事業	//	
防災意識啓発事業	//		
その他	公園管理事業	山口市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て環境の確保

全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行と単独世帯の増加、地域社会の連帯感や互助精神の低下による人間関係の希薄化、共働き世帯の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てに対する負担や不安、孤独感が高まっており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが重要な課題となっています。

また、子どもの人口が減少局面にある中、これまでの待機児童の解消や子ども子育て支援の取組に加え、幼児教育・保育の質の向上への対応や共働き・共育での推進が求められています。

②高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

ア 高齢者福祉

急速な高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者、医療・介護を必要とする高齢者等、高齢者を取り巻く環境は、多様化・複合化しています。そうした中でも、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者一人ひとりの状態を的確に把握し、保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の整備や、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを進める必要があります。

また、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを行うことも必要です。

イ 障がい者福祉

近年、障がいの重度化、障がい者の高齢化が進んでおり、障がい者のニーズも多様化していることから、地域の実情も踏まえた上で、サービス基盤の整備はもとより、相談支援体制の充実等、関係機関との連携の強化を図る必要があります。

また、障がい者が地域の中でいきいきと暮らせる環境を整備し、様々な活動に参加できるような社会づくりが重要です。

さらに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、雇用、社会参加、保健・医療・福祉と幅広い分野での取組を総合的に進める必要があります。

ウ 地域全体の保健・福祉

診療所の減少、医師の高齢化が進んでおり、地域医療体制の維持・確保を図る必要があります。

生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）が主な死亡原因を占める中、発症や重症化の予防には、市民一人ひとりがライフステージに応じて、身近な地域で健康づくりに取り組む必要があります。

市民が生涯にわたり住み慣れた地域で健康に過ごすためには、保健・医療・福祉の各機能が、より一層連携する必要があります。

(2) その対策

①子育て環境の確保

次代を担う子どもを健やかに育成していくため、相談・助言等の子育て支援の充実を図り、子育て中の親の負担感や育児にかかる不安を和らげるとともに、地域における子育て環境を整備します。

認定こども園等の整備・充実、保育ニーズの多様化に対応した保育内容や放課後児童クラブ運営の充実を図ります。

また、地域子育て支援拠点施設における相談機能の充実や人材の確保に取り組みます。

②高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

ア 高齢者福祉

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が住み慣れた家庭や地域社会の中で安心して、生きがいをもって日常生活を送ることができるよう、住民や医療及び福祉関係機関、行政等が連携し、高齢者の生活を地域で支援する体制づくりを進めます。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、生活習慣病等の予防や、寝たきり・認知症等の要介護状態となることを防止する介護予防対策を進めるとともに、総合的な高齢者保健福祉サービスを推進します。

さらに、高齢者が長年培ってきた能力を発揮し、生涯を通じて健やかで自立した生活を送れるよう、ボランティア活動、多世代との交流活動等の多様な社会活動への参加や高齢者の就労支援を促進するとともに、高齢者の自発的な活動に対して支援を行います。

イ 障がい者福祉

障がい者の状況やニーズを的確に把握し、行政・関係機関・地域の連携のもとに総合支援を行いながら、地域で安心して生活できる環境づくりや支援事業の充実を図ります。また、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進する地域活動支援センター運営事業の実施等、社会福祉法人等との連携による日中活動や就労の場の確保を行います。

ウ 地域全体の保健・福祉

住民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備や健康づくりを支援できる組織及び団体の育成強化、検診体制の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉の連携強化による疾病、重症化の予防や、地域住民の支え合いの意識の向上、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
子どもを安心して生み育てられる環境が整っていると 思う、子どもを持つ親の割合	67.3%	75.0%
65歳以上で仕事や余暇の時間に生きがいを持って 過ごしている人の割合	54.2%	70.0%
在宅で生活している障がい者の割合	97.7% (R3)	98.0%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
児童福祉施設 保育所	市立保育園管理運営業務	山口市	
	へき地保育所管理運営業務	//	
	私立保育園整備費助成事業	//	
認定こども園	認定こども園整備費助成事業	山口市	
過疎地域持続的 発展特別事業	放課後児童クラブ運営事業	山口市	
	へき地保育所管理運営事業	//	
	地域子育て支援拠点事業	//	
	秋穂コミュニティセンター管理運営事業	//	
	私立保育園運営事業	//	
	私立保育園特別保育事業	//	
	認定こども園運営事業	//	
	認定こども園特別保育事業	//	
	養護老人ホーム措置事業	//	
	秋穂デイサービスセンター管理運営業務	//	
	阿東老人福祉センター管理運営業務	//	
	串地区老人作業所管理運営業務	//	
	生活支援ハウス運営事業	//	
	地域活動支援センター運営事業	//	
保健センター管理運営業務	//		
その他	放課後児童クラブ整備事業	山口市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

過疎地域には、一般診療所（へき地診療所含む。）や歯科診療所はあるものの、総合病院がなく、高度医療や耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科等の専門医療は地域外の医療機関に依存している状態です。

また、無医地区等のへき地診療は、3か所のへき地診療所及び過疎地域内の開業医による診療のほか、山口市徳地診療所や山口県立総合医療センターによる巡回診療で対応していますが、過疎地域内の民間医療機関においては、医師の高齢化が進んでおり、無医地区化が懸念される地域の医師や看護師の確保が重要な課題になっています。

救急医療については、山口市休日・夜間急病診療所及び医師会・近隣の津和野町の医療機関等の協力により在宅当番医制による初期医療体制が確立され、二次救急医療においても市内及び防府市の主要病院がそれぞれ輪番制で対応しています。

今後は、医師会や関係機関と連携し、地域の実情を踏まえた総合的な取組を進めることで、医師の確保を始めとした医療体制の整備を図る必要があります。

(2) その対策

医療に対するニーズは高度化・多様化しており、訪問診療や往診など、在宅医療に対する需要を始め、今後も増加していくものと予想されます。こうした中、関係機関と連携し、保健医療の質的向上や医療資源の効率的な活用を図ることで、住民が適切な医療サービスを受けられる医療体制の確保につなげます。

住民の医療を確保するため、受診環境の整備を図るとともに、かかりつけ医制度の推進、在宅医療の充実を図ります。

高度医療や耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科等の専門医療は、防府市、周南市等を含めた広域的な医療機関により対応します。

救急医療については、山口市休日・夜間急病診療所及び近郊の休日診療所や在宅当番医制、病院群輪番制により救急医療体制の確保を図ります。

遠隔診療やクラウド型電子カルテの導入等、情報通信技術（ICT）を活用し、過疎地域における医療水準の向上や診療を支援する体制の充実を図ります。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
医療体制が充実していると思う市民の割合	76.8%	80.0%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
診療施設 診療所	徳地地域診療所管理運営事業	山口市	
過疎地域持続的 発展特別事業	通院バス運行事業	山口市	
	徳地地域診療所管理運営事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他	休日・夜間急病診療所運営事業	山口市	
	在宅当番医制事業	//	
	二次病院群輪番制病院運営支援事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

学校教育は、人間形成の基礎を培い、豊かな個性と社会性の発達を助長する等、人間の生涯に大きな影響を与えるものです。少子高齢化、核家族化を始め、グローバル化、Society5.0 といわれる超スマート社会の到来、AI の急速な進化等の技術革新、価値観の多様化等、社会環境が変化する中、子ども達がこれからの未来を生きるための力を身に付けていくために多様な教育を展開する必要があります。

学校施設については、出生率の低下に伴う児童・生徒数の減少が今後も継続するものと予想されることから、児童・生徒数の推移を見極めながら、老朽校舎の改修等、学校施設の整備を効率的に行う必要があります。

また、学校部活動は、少子化の進展や学校の働き方改革等の社会情勢の変化により、これまでと同様の体制で運営することが難しくなっています。

②生涯学習

社会環境が変化し、人生 100 年時代が到来しつつある中、生涯を通じて新しい知識や技術の習得が求められるとともに、多様な価値観や生き方が尊重される現代社会において、心の豊かさや生きがいのための学習ニーズも増大しています。

過疎地域においては、地域交流センター等において様々な生涯学習活動の展開や各種情報の提供を行っていますが、専門化、多様化する学習ニーズへの対応に加えて、より住民のニーズに寄り添った学習機会が提供できるよう、今後も取り組んでいく必要があります。

ア 集会施設

集会施設については、コミュニティエリアの見直しに合わせて検討する必要があります。

イ スポーツ施設

スポーツ施設については、建設後 30 年以上経過した施設も多く、老朽化等により施設が抱える課題も増加しており、施設の保有総量の適正化を検討する必要があります。

また、スポーツを「する」「みる」人の減少とともに、指導者や競技団体構成員等の「ささえる」人の高齢化等、スポーツを取り巻く環境変化に対応する必要があります。

ウ 図書館

図書館については、サービス対象地域が広大であり、図書館までの距離が遠い住民が多いことや住民自身の移動が困難となっている場合もあることから、図書館の活用が難しい住民も多くなっています。こうした課題への対応として、移動図書館の運行を行っており、地域のニーズに沿ったきめ細やかなサービスの提供が必要です。

エ 社会教育施設

社会教育施設については、いずれも建設から 30 年以上が経過しており、耐久度調査の結果に基づき、施設や各設備機器を更新することにより、安全性の確保や機能性の向上を図っていく必要があります。

(2) その対策

①学校教育

次代を担う人材を育成するため、情報化・国際化等の新しい時代に対応した教育を推進するとともに、一人ひとりの個性や特性を重視し、「知・徳・体」の3つの力と、この3つの力を発揮するためのコミュニケーション能力を加えた4つの力をバランスよく身に付けさせるとともに、「協働によるまちづくり」の視点を取り入れ、学校、家庭、地域等、様々な地域の教育力を結集して学校教育を進めます。

学校の適正規模や適正配置について検討を行い、意欲と活力ある学校づくりを進めます。

学校教育関連施設の整備については、山口市立学校適正規模適正配置基本方針に基づき、地域の実情や要望等を踏まえながら、児童・生徒の安全及び快適な教育環境を維持できる施設整備を推進するとともに、教育活動全般にわたる活性化や特色ある学校づくりに向け、施設整備及び教育機器等の充実を図ります。

また、学校の統廃合によって通学距離が遠くなった児童・生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバスの運行等による通学支援を行います。

さらに、交流学习や過疎地域内小学校の合同での集団宿泊活動を実施し、集団意識の醸成を図るとともに、通信ネットワークを積極的に利用し、小規模校単独では実施できない授業や講演会の受講等を図ります。

加えて、将来にわたって、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動から地域クラブ活動への移行を進めます。

②生涯学習

住民の誰もが自由に学ぶことのできる環境づくりの推進と、高度化・多様化したライフスタイルに対応した魅力ある学習機会の提供を行うとともに、既存施設相互のネットワーク化を図り、施設の効果的な活用を推進します。

また、住民のニーズに沿った各種講座、学級等を計画し、身近な生涯学習の場としてより一層の利用促進を図るとともに、通信ネットワークを利用した生涯学習情報を提供します。また、インターネット等を利用した広域的な学習圏の構築を始め、組織活動の推進につながるリーダー的人材を育成し、住民自らが立案・参加でき、お互い学びあえる学習機会を充実させます。

ア 集会施設

地域のコミュニティ活動の中心となる集会施設については、適正な管理を行うとともに、集会所機能の整備・充実を図ります。

また、コミュニティエリアの見直しに当たり、既存施設の維持管理等について検討し、有効な活用を図ります。

イ スポーツ施設

総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援を行うとともに、スポーツ協会及びスポーツ少年団等の強化、地域に密着したスポーツ指導者の確保・育成を行い、生涯スポーツの推進を図ります。

また、世代を越えた人々がふれあうことのできる、多目的な用途に配慮したスポーツ環境の整備及び適正な維持管理を行います。

ウ 図書館

地域の文化を支える「知」の拠点として、また、市立図書館サービス計画の地域館として、図書館を維持管理するとともに、地域の地理的状況や高齢化等を考慮し、移動図書館の巡回運行による図書館サービスを展開します。

エ 社会教育施設

社会教育施設の安全性の強化や施設のバリアフリー化、設備機器の更新等、施設機能を充実することにより、施設の機能強化及び利用者の利便性向上を図ります。

また、こうした取組に伴う地域住民の利用の増加により、地域の交流人口の拡大や新たな賑わいの創出につなげます。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
学校生活を楽しんでいる児童の割合	89.4%	92.0%
学校生活を楽しんでいる生徒の割合	88.6%	92.0%
地域において子どもが健全に育成されていると感じている市民の割合	40.9%	45.0%
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	28.0%	45.0%
学びによって充実した毎日を送っていると思う市民の割合	82.5%	85.0%
週1回以上スポーツを実施している市民の割合	41.8%	60.0%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
学校教育関連施設 学校施設	小学校施設管理事業	山口市	
	小学校施設増改築事業	//	
	小学校施設長寿命化事業	//	
	小学校施設安心安全推進事業	//	
	中学校施設管理事業	//	
	中学校施設長寿命化事業	//	
	中学校施設安心安全推進事業	//	
教職員住宅 給食施設	学校教員住宅管理事業	//	
	学校給食施設管理事業	//	
スクールバス・ボート	遠距離通学対策事業	//	
集会施設、体育施設等 集会施設	徳地地域交流センター八坂分館改修事業	山口市	
	阿東地域交流センター地福分館改修事業	//	
	阿東地域交流センター生雲分館改修事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集会施設、体育 施設等 集会施設 体育施設 図書館 その他	阿東地域交流センター嘉年分館改修事業	山口市	
	地域交流センター機能強化事業	//	
	地域交流センター管理運営事業	//	
	島地温泉ふれあいセンター施設改修事業	//	
	基幹集落センター施設改修事業	//	
	やまぐちサッカー交流広場整備事業	//	
	移動図書館管理運営事業	//	
	秋穂図書館改修事業	//	
	徳地文化ホール整備事業	//	
	徳地文化ホール管理運営事業	//	
	大海総合センター整備事業	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	学校図書館整備推進事業（図書資料）	山口市	
	遠距離通学対策事業	//	
	学校給食配送事業	//	
	AED（自動体外式除細動器）管理事業	//	
	AED（自動体外式除細動器）設置事業	//	
	ICT教育推進事業（パソコン）	//	
	図書館管理運営事業	//	
	図書館資料整備事業	//	
	地域交流センター管理運営事業	//	
	集会所管理運営事業	//	
	高齢者女性等活動促進センター管理運営事業	//	
	柚野地域活性化センター管理運営事業	//	
	三谷ふれあいセンター管理運営事業	//	
	阿東山村広場管理運営業務	//	
	基幹集落センター管理運営事業	//	
	徳地体育館管理運営事業	//	
	嘉年体育館管理運営事業	//	
	篠目体育館管理運営事業	//	
	亀山体育館管理運営事業	//	
	やまぐちサッカー交流広場管理運営事業	//	
	長者ヶ原運動公園管理事業	//	
	大海総合センター管理運営事業	//	
	阿東運動広場管理運営事業	//	
徳地文化ホール管理運営事業	//		
ヨット艇庫管理事業	//		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎地域は、地形的な条件から小規模の集落が点在しています。

人口減少や少子高齢化の進展により、地域の担い手が不足し、地域活力の低下や集落の共同作業の継続が難しくなる等、集落を取り巻く環境は厳しい状況にあり、既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが困難な状況が生じてきています。

このような状況においても、活力ある地域社会を構築していくため、住民同士の互助・共助による地域コミュニティの維持を図りながら、広域的な範囲で日常生活を支え合う集落内外のネットワーク化を進めるとともに、集落の実情を詳細に把握した上で、各集落の特性に応じた、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができる地域づくりが必要です。

(2) その対策

地域交流センターや分館、小学校等を中心としたエリアに一定の生活関連機能を維持・確保し、集落内外のネットワーク化を図ることで、安心して暮らし続けることのできる定住環境の構築を図るとともに、地域コミュニティ組織やNPO法人等の多様な主体が地域を支えあう体制づくりを進めます。

また、地域住民・地域団体等が、自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めた地域の将来計画の策定や、生活機能の確保に向けた取組など、自立に向けた地域課題解決のための持続的な取組を支援します。

地域の取組に当たっては、地域全体で将来像を共有し、地域の課題解決に向けて、地域内外の様々な主体が参加、協議し、役割分担をしながら、地域の持つ資源を有効活用して、地域を動かし、持続的に地域の暮らしを支えていく、地域経営型の地域づくりを目指します。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
住んでいる地域での良さや課題が地域住民の間で共有されていると思う市民の割合	45.8%	52.5%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他	農山村づくり推進事務	山口市	
過疎地域持続的 発展特別事業	地域の個性を生かす交付金事業	山口市	
	持続可能な日常生活圏調査事業	//	
	三谷ふれあいセンター活用調査事業	//	
	島地温泉ふれあいセンター管理運営事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

余暇時間の増大や生活水準の向上等を背景に、人々の価値観、文化活動に対する住民の要望は多様化する中、地域の文化活動は、人々に心の豊かさを与える大きな役割を果たしており、地域の暮らしの中に定着させていく必要があります。

また、歴史や伝統を育み、豊かな文化を培ってきた土壌に個性と魅力ある新たな地域文化を創造するとともに、地域の文化資源を活用し、住民が文化にふれあい親しむ環境づくりを進め、住民の文化活動への意識の高揚を図る必要があります。同時に、地域の文化や歴史は、教育面や観光面での役割を果たしているとともに、人々が快適に生活する上での環境の一部であり、保存し、後世に継承する必要があります。

過疎地域には多くの有形、無形文化財が存在し、徳地地域の岸見の石風呂や、秋穂地域の正八幡宮、阿東地域の常德寺庭園・地福のトイトイ等は国の指定を受けています。これら文化財を適正に保存・継承するとともに、文化財の防災や防犯対策も含め、継承のための施策や人材育成が必要です。

(2) その対策

優れた地域文化にふれあう機会や気軽に参加できる身近な文化活動の充実、文化を担う人材や団体の育成、地域内外との交流促進を図るとともに、自然景観等の保全や指定文化財、古くから伝わる伝統芸能、祭り、年中行事等の生活・伝統文化の保存・継承とその活用、新たな文化資源の発掘を行います。

また、地域文化活動の活性化に向けて、文化・芸術鑑賞の機会を提供し、文化振興の拠点となる施設機能の充実、利用促進を図ります。

指定文化財については、適切な保存修理を実施し、天然記念物については環境の保全に配慮した保護対策を行います。また、過疎地域の文化資源を地域内外に紹介する交流事業を開催するとともに、歴史文化資源の磨き上げや、地域、民間活力と連携した交流・滞在・学びの場の創出に向けて、歴史文化資源の調査・整備や、価値の共有のための情報発信を行います。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
文化・芸術・歴史に触れる機会（訪れる・鑑賞する・活動する・体験する）が恵まれていると思う市民の割合	59.6%	70.0%
山口市の文化・芸術・歴史に誇りや愛着を持っている市民の割合	57.6%	70.0%

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興 等 地域文化振興 施設	歴史文化資源保存活用推進事業	山口市	
	文化財施設保存事業(岸見の石風呂)	//	
	指定文化財保存助成事業	//	
	未指定文化財調査事業	//	
	指定文化財維持管理事業	//	
	徳地文化伝承館管理運営事業	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	徳地文化伝承館管理運営事業	山口市	
	秋穂歴史民俗資料館管理運営事業	//	
	イベント・まつり支援事業	山口市 関係団体	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

過疎地域の豊かな地域資源である自然環境や特性を生かし、太陽光を始め、太陽熱やバイオマス等による再生可能エネルギーを有効に活用することで、地域内で必要なエネルギーの創出と効率的な利用を促進し、環境に配慮した災害に強い自立分散型・地産地消型のエネルギーシステムの構築を目指します。

また、市公共施設等における再生可能エネルギー電力の活用や、地域の特性を生かした温室効果ガスの吸収源対策などに取り組むことで、山口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる市域の温室効果ガス排出量の削減目標に努めます。

(2) その対策

市民、事業者、NPO等民間団体等の多様な主体との連携のもと、過疎地域の地域資源である自然環境を有効に活用した再生可能エネルギーの導入を推進し、それらを利用した「エネルギーの地域内好循環」を目指すとともに、市公共施設及び市有地に再生可能エネルギー等利用設備を導入します。

また、本市や民間事業者が出資して設立した地域新電力会社「山口グリーンエネルギー㈱」と連携し、過疎地域における一部の市公共施設において地産の再生可能エネルギー電力の活用を進めていくとともに、温室効果ガスの吸収源対策として、森林の整備・保全を推進し、市域の温室効果ガス排出量の実質削減に向けた取組を進めます。

【対策の目標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
市公共施設における再生可能エネルギー等利用設備導入件数	99件	130件

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	地域脱炭素推進事業	山口市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な機能を維持しつつ、施設の長寿命化や集約化等、施設保有総量の適正化を図ります。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	過疎地域持 続的発展特 別事業	移住促進空き家利活用事業	山口市	
		やまぐち定住実現プロモーション事業	//	
		U J I ターン支援事業	//	
		関係人口創出促進事業	//	
		農山村にぎわい創出事業	//	
		地域資源活用事業	//	
		外部人材活用事業	//	
		特定地域づくり事業協同組合支援事業	//	
2 産業の 振興	過疎地域持 続的発展特 別事業	中山間地域等直接支払交付金事業	山口市	
		多面的機能支払交付金事業	//	
		新規就農者支援事業	//	
		新規就農者技術習得施設管理運営事業	//	
		みどりの食料システム戦略推進事業	//	
		都市農村交流推進事業	//	
		畜産農家支援事業	//	
		柚野農産加工販売所管理運営事業	//	
		有害鳥獣対策関係事業	//	
		有害鳥獣捕獲促進事業	//	
		特用林産物関係事業	//	
		森林セラピー推進事業	//	
		水産業振興・海洋資源活用事業	//	
		新規漁業就業者支援事業	//	
		魚食普及推進事業	//	
		高齢者若者活性化センター管理運営事業	//	
		ふるさと産品営業推進事業	//	
		経営力向上・経営改善支援事業	//	
		中小企業等金融対策事業	//	
		事業承継支援事業	//	
		人材確保企業重点支援事業	//	
		起業創業支援事業	//	
		観光資源活用誘客事業	//	
		都市間連携観光誘客事業	//	
		重源の郷管理運営事業	//	
		大原湖キャンプ場管理運営事業	//	
		国民宿舎管理運営事業	//	
		道の駅あいお管理運営事業	//	
道の駅長門峡管理運営事業	//			
願成就温泉センター管理運営事業	//			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	過疎地域持 続的発展特 別事業	十種ヶ峰ウッドパーク管理運営事業	山口市	
		徳地山村広場管理運営事業	//	
		三谷交流センター管理運営事業	//	
		蔵目喜ふれあいセンター管理運営事業	//	
		桜郷銅山跡農村公園管理運営事業	//	
3 地域に おける情 報化	過疎地域持 続的発展特 別事業	デジタル化を通じた地域包括支援体制構築事業	山口市	
		地域内交通構築事業	//	
		サテライトオフィス誘致事業	//	
		リカレント教育推進事業	//	
		大学生等のインターンシップ促進事業	//	
		デジタル活用支援事業	//	
		防災施設等維持管理事業	//	
		デジタル技術を活用した地域課題解決事業	//	
4 交通施 設の整 備、交 通手 段の確 保	過疎地域持 続的発展特 別事業	徳地生活バス運行事業	山口市	
		阿東生活バス運行事業	//	
		コミュニティタクシー運行促進事業	//	
		グループタクシー利用促進事業	//	
		徳佐駅維持管理事業	//	
5 生活環 境の整 備	過疎地域持 続的発展特 別事業	阿東最終処分場管理事業	山口市	
		阿東クリーンセンター管理事業	//	
		秋穂最終処分場管理事業	//	
		資源物拠点回収施設管理事業	//	
		非常備消防施設等維持管理事業	//	
		自主防災組織助成事業	//	
		水防活動業務	//	
		地域防災活動促進事業	//	
		避難者対策推進事業	//	
		防災意識啓発事業	//	
6 子育て 環境の確 保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	過疎地域持 続的発展特 別事業	放課後児童クラブ運行事業	山口市	
		へき地保育所管理運営事業	//	
		地域子育て支援拠点事業	//	
		秋穂コミュニティセンター管理運営事業	//	
		私立保育園運営事業	//	
		私立保育園特別保育事業	//	
		認定こども園運営事業	//	
		認定こども園特別保育事業	//	
		養護老人ホーム措置事業	//	
		秋穂デイサービスセンター管理運営業務	//	
		阿東老人福祉センター管理運営業務	//	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	串地区老人作業所管理運営業務	山口市	
		生活支援ハウス運営事業	//	
		地域活動支援センター運営事業	//	
		保健センター管理運営業務	//	
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業	通院バス運行事業	山口市	
		徳地地域診療所管理運営事業	//	
8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	学校図書館整備推進事業（図書資料）	山口市	
		遠距離通学対策事業	//	
		学校給食配送事業	//	
		AED（自動体外式除細動器）管理事業	//	
		AED（自動体外式除細動器）設置事業	//	
		ICT教育推進事業（パソコン）	//	
		図書館管理運営事業	//	
		図書館資料整備事業	//	
		地域交流センター管理運営事業	//	
		集会所管理運営事業	//	
		高齢者女性等活動促進センター管理運営事業	//	
		柚野地域活性化センター管理運営事業	//	
		三谷ふれあいセンター管理運営事業	//	
		阿東山村広場管理運営業務	//	
		基幹集落センター管理運営事業	//	
		徳地体育館管理運営事業	//	
		嘉年体育館管理運営事業	//	
		篠目体育館管理運営事業	//	
		亀山体育館管理運営事業	//	
		やまぐちサッカー交流広場管理運営事業	//	
		長者ヶ原運動公園管理事業	//	
		大海総合センター管理運営事業	//	
		阿東運動広場管理運営事業	//	
徳地文化ホール管理運営事業	//			
ヨット艇庫管理事業	//			
9 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	地域の個性を生かす交付金事業	山口市	
		持続可能な日常生活圏調査事業	//	
		三谷ふれあいセンター活用調査事業	//	
		島地温泉ふれあいセンター管理運営事業	//	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文 化の振興 等	過疎地域持 続的発展特 別事業	徳地文化伝承館管理運営事業	山口市	
		秋穂歴史民俗資料館管理運営事業	//	
		イベント・まつり支援事業	山口市 関係団体	
11 再生可 能エネル ギーの利 用の推進	過疎地域持 続的発展特 別事業	地域脱炭素推進事業	山口市	